～税務行政手続の電子化～

・大法人の電子申告の義務化・電子申告の利便性向上策

・e-Tax利用の簡便化・メッセージボックスの転送機能

・マイナポータルと税理士業務の関わり

はじめに

平成30年度税制改正大綱に大法人の電子申告の義務化が明記され、その後、平成30年３月28日に「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）」が参議院本会議で可決・成立したことにより、大法人の電子申告の義務化が実現されました。

現在、政府においては、「デジタル・ガバメント実行計画」で各種手続きのオンライン原則の徹底（デジタルファースト）、行政手続における添付書類の撤廃（ワンスオンリー）、主要ライフイベントについて民間サービスとの連携も含めたワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）といった電子化に関する原則を定めたり、「未来投資戦略2018」で2020年３月までに重点分野の行政手続コストを20%以上削減することを目標に掲げたりと行政手続きの電子化を急速に進めています。

これらの戦略や計画を着実に実行するための施策として、大法人の電子申告の義務化や社会保険手続の電子申請の義務化、法人設立手続きの一本化などが行われるとともに、「未来投資戦略2018」のデジタル・ガバメント実現に向けた旗艦プロジェクトのひとつとして行政サービスの100%デジタル化を目的とした「デジタルファースト法案」を国会に提出することが考えられています。

政府全体が行政手続きの電子化に向けて動いているなかで、国税庁においても「税務行政の将来像」を取りまとめ、10年後の税務行政のあり方をイメージし、納税者の利便性の向上、課税・徴収の効率化及び高度化に取り組むこととしています。

このように大法人の電子申告の義務化は、社会的に大きなインパクトを与えるものでありましたが、政府全体の行政手続の電子化を俯瞰すると、大きな流れに組み込まれたひとつの施策に過ぎません。

これからも税理士が業務を継続していくためには、行政手続きの電子化への対応は必須であり、電子化への対応ができなければ、自身だけでなく納税者が不利益を被るおそれがあることから、各個人で早急に対応しなければなりません。

このため、今回のテーマに掲げている「行政手続きの電子化」は、一部の大法人や税理士にのみ関係するものではなく、税理士全員に関係があるものであることをご理解いただき、今後の対応の参考としていただければ幸いです。

大法人の電子申告の義務化
電子申告の利便性向上策

目 次

１．「行政手続コスト」削減のための基本計画

２．電子申告の利便性向上策

３．平成30年度税制改正大綱（電子化に係る部分）

４．電子申告の義務化

５．諸外国の状況

６．今後税理士が行うべきこと

1.「行政手続コスト」削減のための基本計画（1／3）

◎経緯

時期	出来事
平成29年	
3月29日	規制改革推進会議行政手続部会で「行政手続部会取りまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～」が決定される
5月23日	規制改革推進会議で「規制改革推進に関する第1次答申」が決定され、各省庁に対して行政手続コスト削減のための基本計画の策定が求められる
6月30日	財務省及び総務省が「『行政手続コスト』削減のための基本計画」を公表
平成30年	
3月末日	財務省及び総務省が「『行政手続コスト』削減のための基本計画」を改定

【目標】
・行政手続コスト**20%**削減
・国税、地方税は別途目標設定
（大法人）
電子申告の義務化が実現されることを前提として電子申告（e-Tax、eLTAX）の利用率**100%**
（中小法人）
電子申告の利用率**85%以上**（e-Tax）、**70%以上**（eLTAX）

【目標達成の主な取組み】
・大法人の電子申告の義務化
・利便性向上策
（1）電子納税の一層の推進
（2）e-Taxの使い勝手の大幅改善
（3）地方税との情報連携の徹底

1.「行政手続コスト」削減のための基本計画（2／3）

◎財務省の基本計画に盛り込まれた取組み（今後実施される予定のもの）

◇大法人の電子申告の義務化【平成32年4月1日以後に開始する事業年度から実施予定】
◇利便性向上策
（1）電子納税の一層の推進
・ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充【平成31年1月実施予定】
・コンビニ納付の利用手段の拡充【平成31年1月実施予定】
（2）e-Taxの使い勝手の大幅改善
・e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月実施予定】
・個人納税者の認証手続の簡便化【平成31年1月実施予定】
・e-Tax受付時間の更なる拡大【平成31年1月実施予定】
・法人納税者のe-Taxメッセージボックスの閲覧方法の改善【平成31年3月実施予定】
・勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【平成31年4月実施予定】
・法人税申告書別表（明細記載を要する部分）及び勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化【平成31年4月実施予定】
・連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化【平成31年4月実施予定】
・法人番号の入力による法人名称等の自動反映【平成31年4月実施予定】
・財務諸表の勘定科目設定数の拡充【平成32年3月実施予定】
・財務諸表のデータ形式の柔軟化【平成32年4月実施予定】
・添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【平成32年4月実施予定】
・連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化【平成32年4月実施予定】
（3）地方税との情報連携の徹底
・法人納税者の開廃業、異動等に係る申請、届出手続きの電子的提出の一元化【平成32年3月実施予定】
・法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除【平成32年3月実施予定】
・財務諸表の提出先の一元化【平成32年4月実施予定】
・e-TaxソフトとeLTAXソフト（PCdesk）との連携の推進【平成32年3月実施予定】

1.「行政手続コスト」削減のための基本計画（3／3）

◎**総務省**の基本計画に盛り込まれた取組み（今後実施される予定のもの）

◇大法人の電子申告の義務化【平成32年4月1日以後に開始する事業年度から実施予定】
◇利便性向上策
（1）電子納税の一層の推進
・地方税の共通電子納税システム（共同収納）の導入【平成31年10月実施予定】
（2）eLTAXの使い勝手の大幅改善
・複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化【平成31年9月実施予定】
・地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除【平成31年9月実施予定】
・eLTAXの送信容量の拡大等の検討【平成31年9月実施に向けて検討】
・eLTAX受付時間の更なる拡大【平成31年9月実施予定】
・異動届出書提出時の利用者情報への自動反映【平成31年9月実施予定】
・法人番号の入力による法人名称等の自動反映【平成31年9月実施予定】
・メッセージボックスの閲覧方法の改善【平成31年9月実施予定】
・ヘルプデスクの環境整備【平成31年9月実施予定】
・利用可能文字の拡大【平成31年9月実施予定】
（3）国税との情報連携の徹底
・法人納税者の開廃業、異動等に係る申請、届出手続きの電子的提出の一元化【平成32年3月実施予定】
・法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除【平成32年3月実施予定】
・財務諸表の提出先の一元化【平成32年4月実施予定】
・e-TaxソフトとeLTAXソフト（PCdesk）との連携の推進【平成32年3月実施予定】

2.電子申告の利便性向上策（1／14）

◎送信容量の拡大

e-Tax：平成31年1月実施予定　eLTAX：平成31年9月実施に向けて検討中

e-Tax

	現行	拡大後
申告書（XML）	最大10MB 約2,500枚	最大**20**MB 約**5,000**枚
添付書類（PDF）	最大1.5MB 約20枚	最大**8**MB 約**100**枚

eLTAX

検討中

◎受付時間の拡大

e-Tax：平成31年1月実施予定　eLTAX：平成31年9月実施予定

e-Tax

	現行	拡大後
月～金	8:30～24:00	**24時間**
土日（8:30～24:00）	5月,8月,11月 最終土日	**毎月** 最終土日
確定申告期	毎日24時間	

eLTAX

	現行	拡大後
月～金	8:30～24:00	
土日（8:30～24:00）	5月,8月,11月 最終土日	**毎月** 最終土日
確定申告期	最終土日 8:30～24:00	**毎日** 8:30～24:00

2.電子申告の利便性向上策（2／14）

◎勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

平成31年4月実施予定

例）売掛金の内訳書	
現行	簡素化
①期末現在残高が50万円以上であれば全て記載 ②相手先単位での記載（名称、所在地別）	記載すべき相手先が100件超の場合 ①期末現在残高が**50万円以上　or　上位100件**の記載 ②相手先単位での記載　**or　支店、事業所別**の記載

⇒　①記載省略基準の柔軟化（件数基準の創設）、②記載単位の柔軟化が行われる

◎法人税申告書別表（明細記載を要する部分）及び勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

平成31年4月実施予定

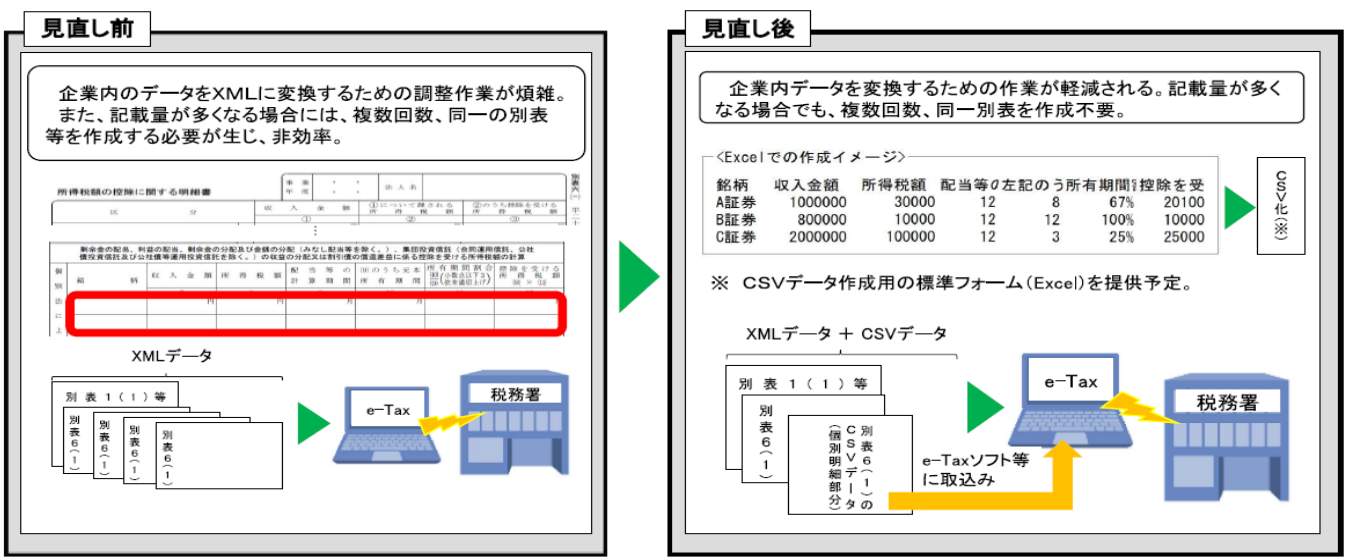

（国税庁HPより引用）

現状のデータ形式（XML形式）に加えてCSV形式での提出を可能とする

CSV形式で提出が認められる明細記載を要する部分のある別表が平成30年6月29日にe-TaxHPで公開された

2.電子申告の利便性向上策（3／14）

○（参考）勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化事項一覧

内訳書名 ＼ 変更内容	①	②	③	④		⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮		⑯
	預貯金等	受取手形	売掛金	仮払金	貸付金及び受取利息	棚卸資産	有価証券	固定資産	支払手形	買掛金	仮受金	源泉所得税	借入金及び支払利子	土地の売上高等	売上高等の事業所別	役員給与等	地代家賃等	工業所有権等	雑益、雑損失等
A 記載内容の見直し	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	—	○	○	—	—	◎	◎	◎
B 記載単位の柔軟化	—	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—
C 記載項目の削除等	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—	○

〈変更内容の詳細〉
記載すべき件数が100件を超える場合に、Ａ又はＢの記載によることも可能とします。

Ａ 記載内容の見直し
記載量が多くなる傾向にある勘定科目を対象に、記載件数が100件を超える場合には、上位100件のみを記載する方法
◎…新たに記載基準を設けるもの
○…現行の金額基準に加えて新たに記載基準を設けるもの

Ｂ 記載単位の柔軟化
記載単位を（取引等の）相手先としている勘定科目を対象に、自社の支店、事業所別等の合計金額を記載する方法

Ｃ 記載項目の削除等
Ａ、Ｂのほか、以下の項目について、記載項目の削除等を行う。
「仮払金」及び「仮受金」……「取引の内容」欄を「摘要」欄に変更し自由記載化。
「貸付金及び受取利息」及び「借入金及び支払利息」…「貸付理由（借入理由）」欄の削除
「棚卸資産」……「期末棚卸の方法」欄の削除
「売上高等の事業所別」……「使用建物の延面積」欄の削除
「雑益、雑損失」……「⑦固定資産」に記入している場合には、記載省略可能とする。

（国税庁HPより引用）

2.電子申告の利便性向上策（4／14）

○ （参考）売掛金（未収入金）の内訳書の変更点

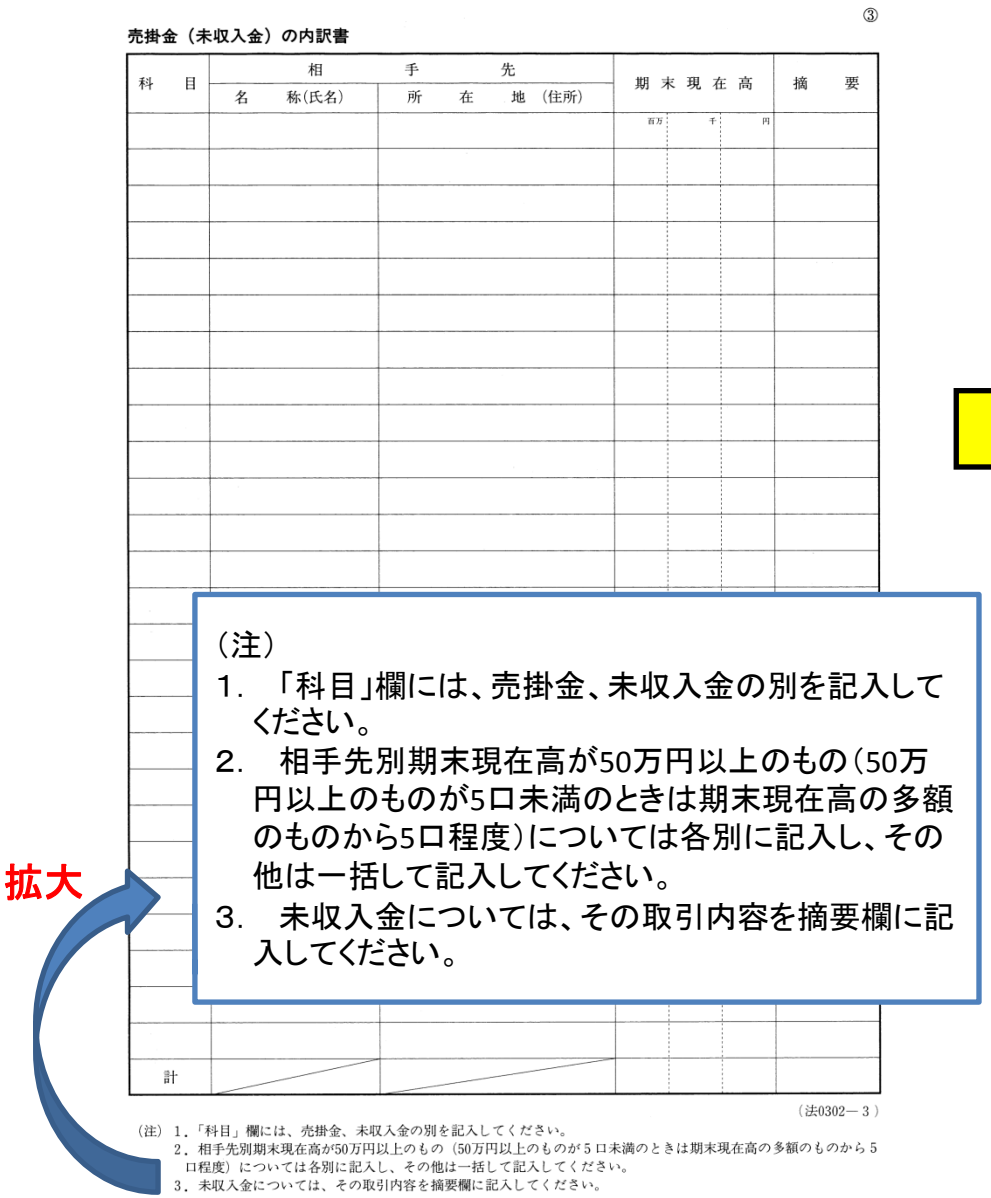

売掛金（未収入金）の内訳書 ③

科目	相手先 名称(氏名)	相手先 所在地（住所）	期末現在高 百万 千 円	摘要
計				

（法0302－3）

（注）1．「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。
2．相手先別期末現在高が50万円以上のもの（50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
3．未収入金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。

（注）
1．「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。
2．相手先別期末現在高が50万円以上のもの（50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
3．未収入金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。

拡大

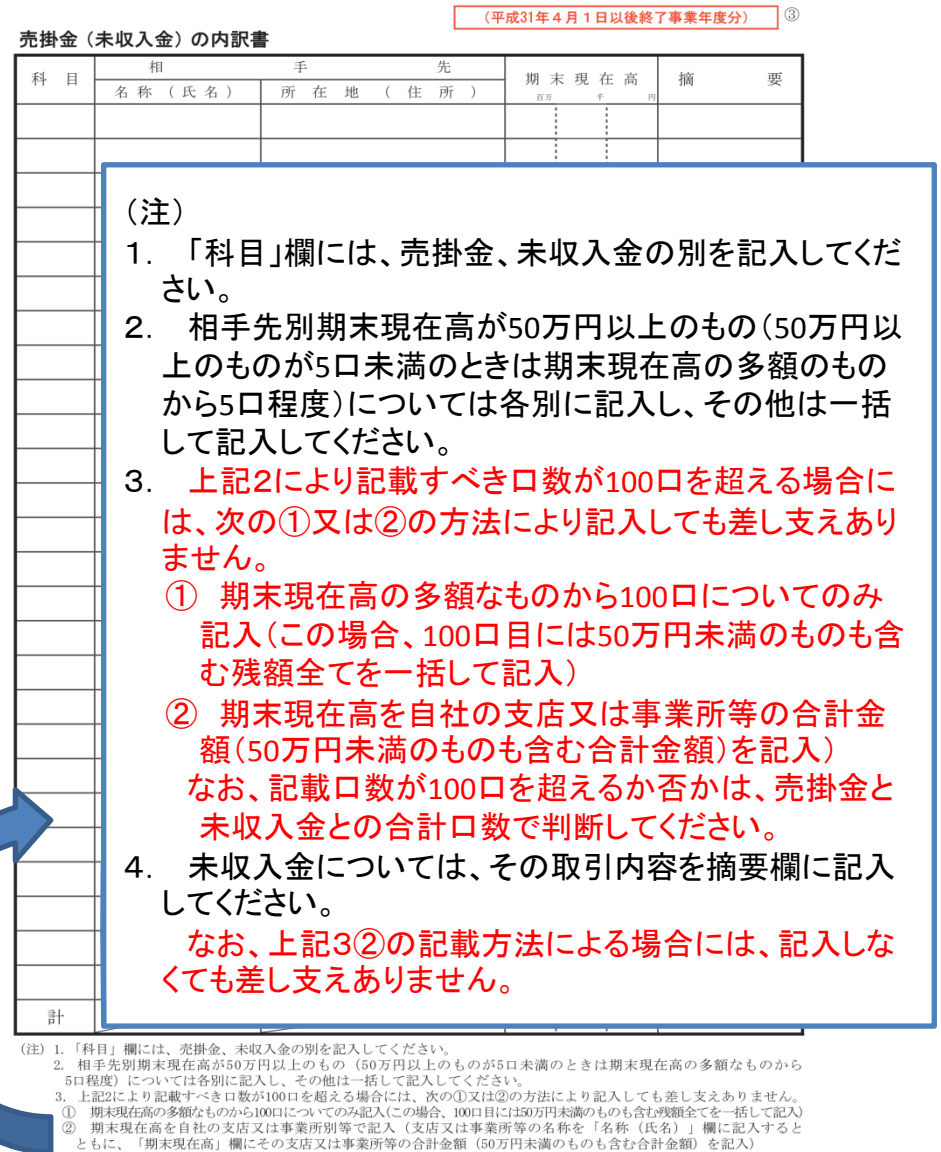

（平成31年４月１日以後終了事業年度分） ③

売掛金（未収入金）の内訳書

科目	相手先 名称（氏名）	相手先 所在地（住所）	期末現在高 百万 千 円	摘要
計				

（注）1．「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。
2．相手先別期末現在高が50万円以上のもの（50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
3．上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
② 期末現在高を自社の支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、売掛金と未収入金との合計口数で判断してください。
4．未収入金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。
なお、上記3②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

（注）
1．「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。
2．相手先別期末現在高が50万円以上のもの（50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額なものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
3．上記2により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
② 期末現在高を自社の支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
なお、記載口数が100口を超えるか否かは、売掛金と未収入金との合計口数で判断してください。
4．未収入金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。
なお、上記3②の記載方法による場合には、記入しなくても差し支えありません。

拡大

2.電子申告の利便性向上策（5／14）

○　（参考）改定後の法人税別表6（1）イメージ

ＣＳＶ形式作成イメージ　　国税庁からExcelの標準フォームが提供される予定

Excelを使って入力

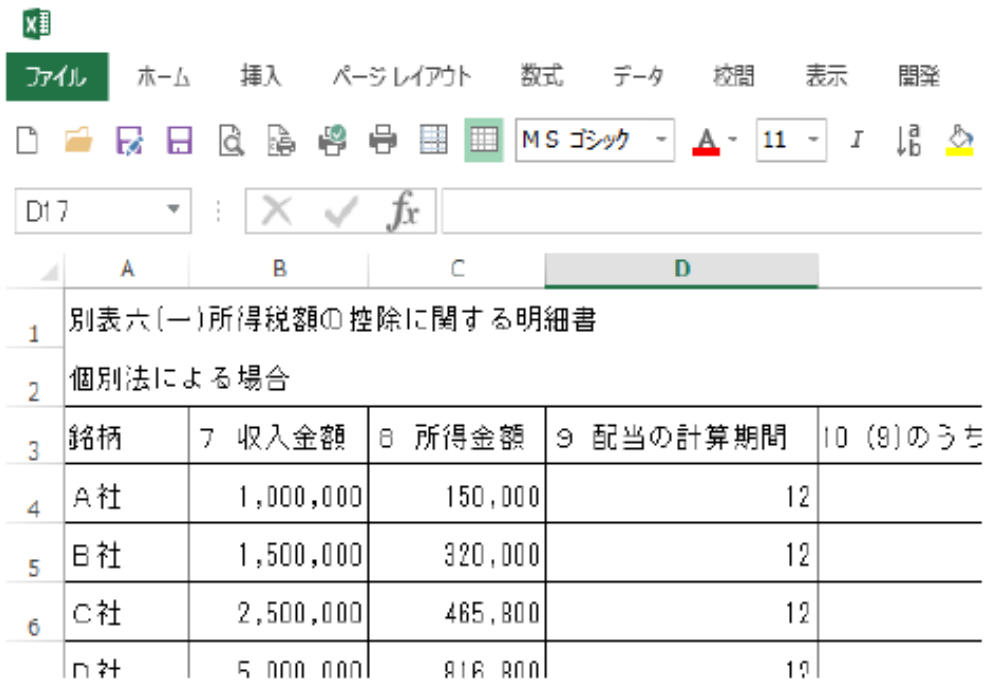

上記のExcelは、別表６(1)をイメージしたもの。

名前を付けて保存

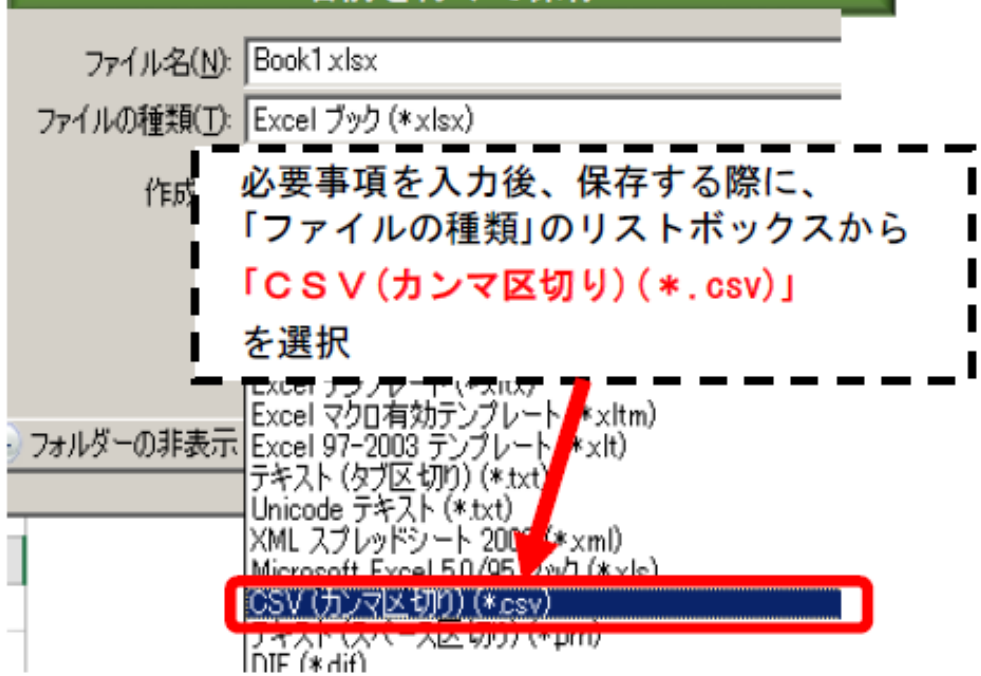

ＣＳＶファイルに変換完了

（国税庁HPより引用）

2.電子申告の利便性向上策（6／14）

◎財務諸表のデータ形式の柔軟化

平成32年4月実施予定

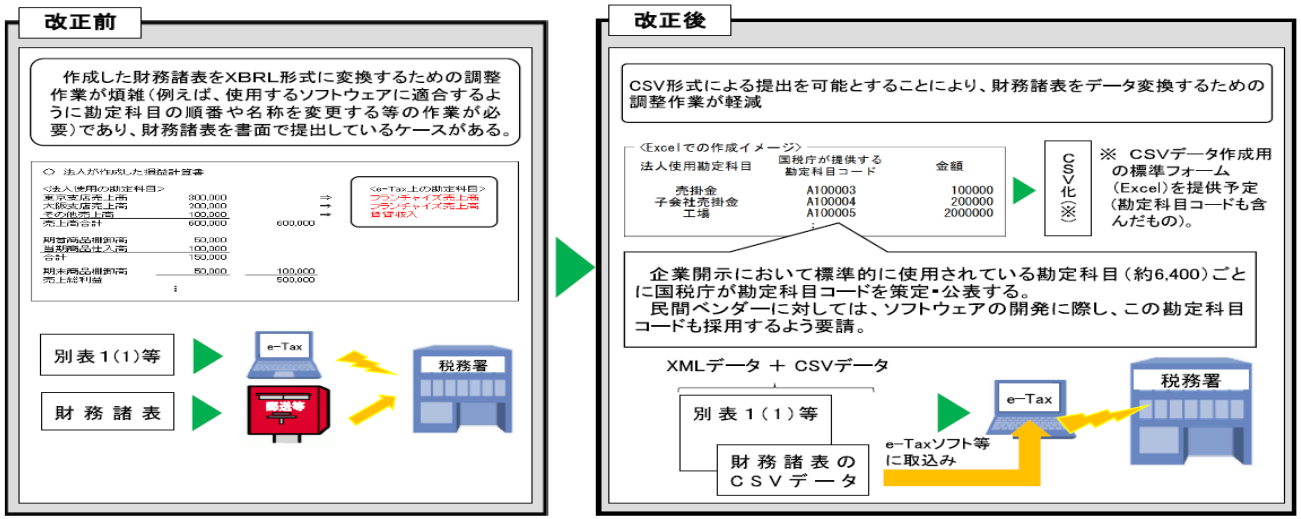

（国税庁HPより引用）

現状のデータ形式（XBRL形式）に加えてCSV形式での提出を可能とする

国税庁が勘定科目コードを策定・公表して標準フォームを提供する予定

◎添付書類等の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）

平成32年4月実施予定

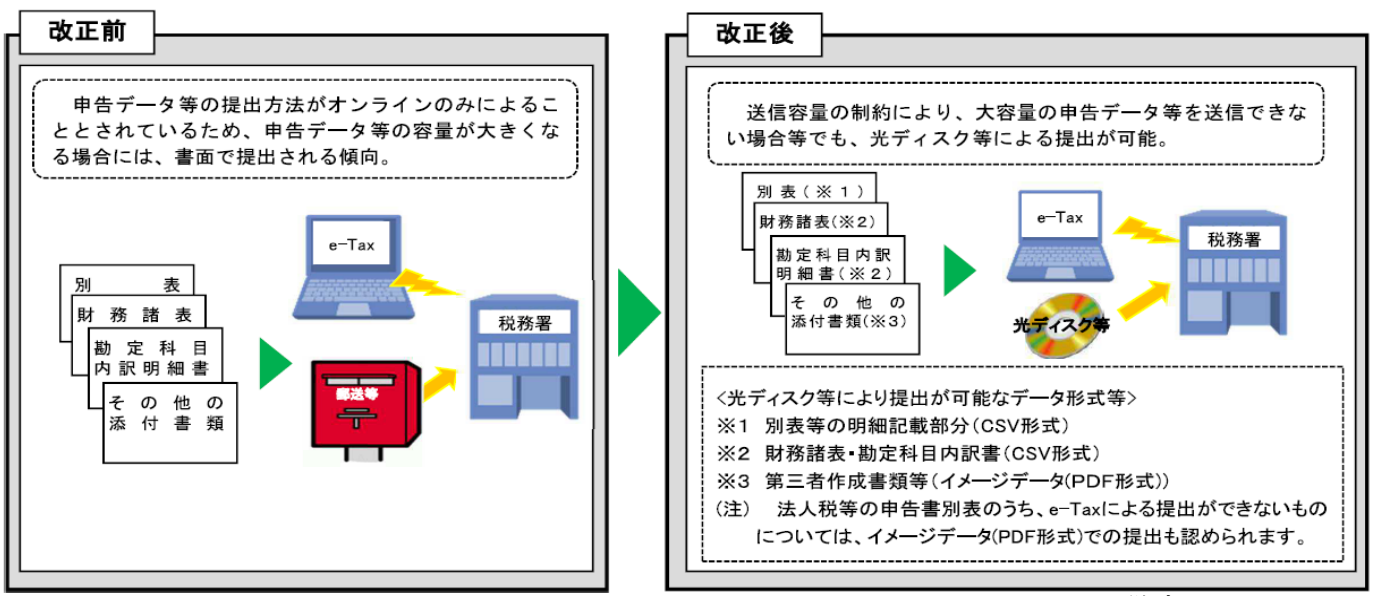

（国税庁HPより引用）

別表の一部、財務諸表、勘定科目内訳明細書、第三者作成書類について光ディスク等での提出が可能に

送信容量の制約により、大容量の申告データを送信できない場合でも光ディスク等での提出が可能に

2.電子申告の利便性向上策（7／14）

◎法人代表者及び経理責任者の自署押印の廃止

平成30年4月1日より実施

4　税務手続の電子化等の推進
（国税）
（5）法人税、地方法人税及び復興特別法人税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する
（地方税）
（3）法人税業税及び地方法人特別税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止する

「平成30年度税制改正大綱」より引用

⇒　法人税法第151条が改正され、**代表者及び経理責任者の自署・押印は不要となり、法人税等申告書を電子申告する場合には、経理責任者の電子署名及び電子証明書が不要となった。**

○（参考）税理士法

（署名押印の義務）
第33条　税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人）が署名押印しなければならない。
2　税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。
3　税理士は、前二項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。
4　第一項又は第二項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

⇒　税理士が代理で書面による申告を行う際は、税理士法の規定に基づいて申告者本人の署名押印が必要

2.電子申告の利便性向上策（8／14）

◎代表者から委任を受けた役員又は社員の電子署名による電子申告

平成30年4月1日より

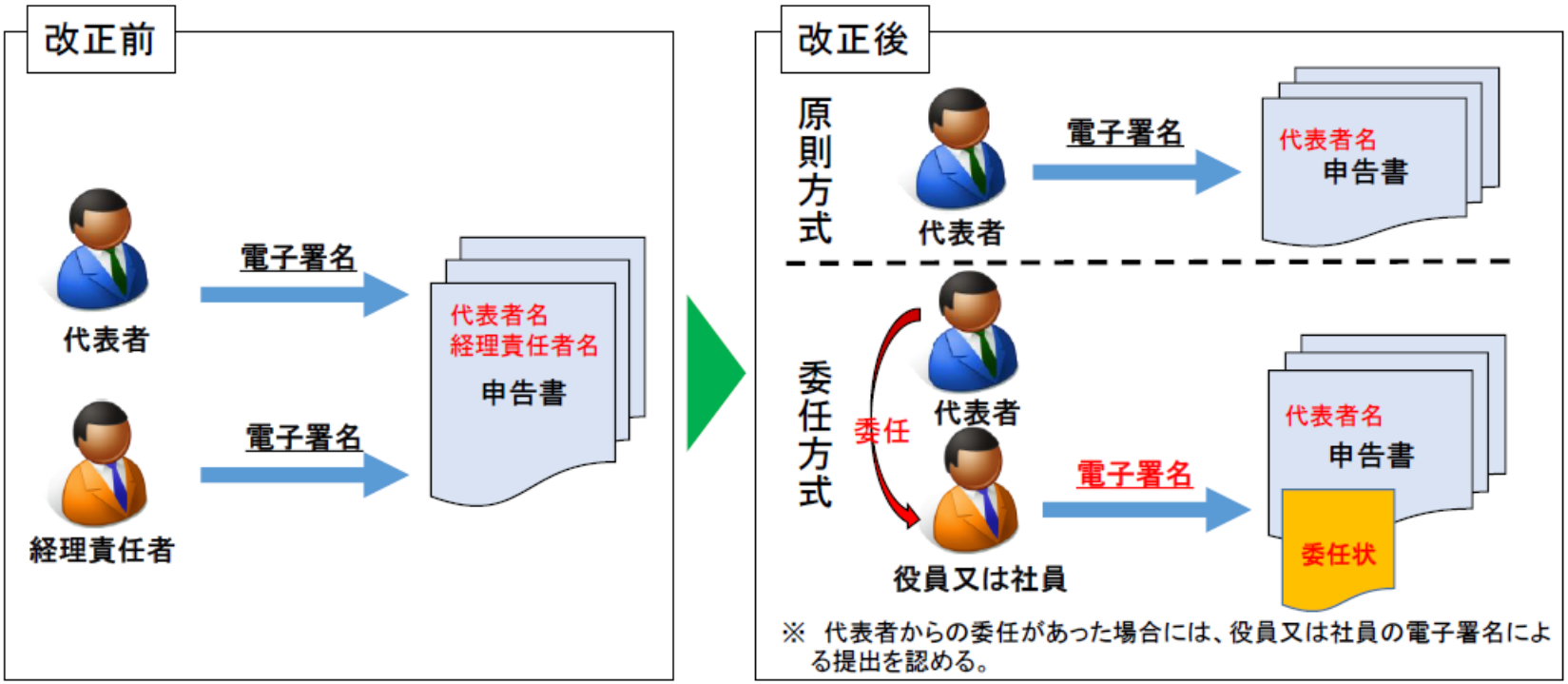

（国税庁HPより引用）

法人が行う電子申告については代表者の電子署名に代えて、当該代表者から委任を受けた法人の役員又は社員の電子署名を付して申告書を提出することが可能に

ただし、委任状を添付することが必要となる

2.電子申告の利便性向上策（9／14）

○(参考) 代表者から委任を受けた役員又は社員の電子署名による電子申告の手続き方法

	e－Tax	eLTAX
1	委任する内容を記載した任意の形式の委任状（PDF形式）を作成し、代表者の電子証明書により電子署名を付与する	任意のフォーマットに必要な項目を記入して作成した委任状に、代表者印を押印の上、PDF形式にする （委任状への電子署名の付与は必須ではない）
2	e-Taxに、代表者から委任を受けた者の電子証明書を登録（既に法人の代表者の電子証明書を登録している場合は変更）	eLTAXに、受任者の電子証明書を登録する。 （既に法人の代表者電子証明書を登録している場合は受任者の電子証明書へ変更をする）
3	申告・申請等データに、代表者の電子署名が付与された委任状データを添付するとともに、委任を受けた者の電子証明書により電子署名を付与して送信する	申告・申請等データに1で作成した委任状を添付するともに、受任者の電子証明書により電子署名を付与して送信する （国税庁HP・eLTAX HPより引用）

	e－Tax	eLTAX
委任状への代表者印の押印	（記載なし）	要
委任状への代表者の電子署名	要	「必須ではない」

2.電子申告の利便性向上策（10／14）

○委任状に記載すべき事項

e-Tax

記載事項	記載例
国税庁が指定する法人番号（必須）	1234567890123
法人の商業登記における法人名称（必須）	株式会社　国税商事
法人の商業登記における法人所在地（必須）	東京都千代田区霞が関3丁目
法人の代表者名（必須）	国税太郎
受任者の氏名（必須）	国税花子
受任者の役職・肩書き（必須）	経理部長
対象電子委任状を一意に示すID（必須）	1122334455
代理権の内容（必須）	平成〇年〇月決算に基づく法人税確定申告書
委任期間（必須）	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日
その他参考となる事項（任意）	―

eLTAX

記載事項	記載例
国税庁が指定する法人番号（必須）	1234567890123
法人の商業登記における法人名称（必須）	株式会社　地方商事
法人の商業登記における法人所在地（必須）	東京都千代田区霞が関3丁目
法人の代表者名（必須）	地方税太郎
受任者の氏名（必須）	地方税花子
受任者の役職・肩書き（必須）	経理部長
代理権の内容（必須）	法人市町村税 確定申告
委任期間（必須）	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日
委任理由（任意）	「代表者の変更の伴うもの。」等
その他参考となる事項（任意）	―

2.電子申告の利便性向上策（11／14）

その他 行政手続の電子化

◎相続税のe-Tax対応

平成31年10月以降対応予定

②電子化の状況

所得税、法人税、消費税等の申告や申請・届出等の各種手続きについては、国税電子申告・納税システム(e-Tax)により、
　インターネット等を利用してオンラインで行うことが可能である
(注) 相続税の申告手続きについても、2019年10月以降対応予定

『「行政手続コスト」削減のための基本計画　財務省(2018年3月末改訂)』より引用

相続税申告のオンライン化(◎財務省)

具体的な取組内容(To Do)	2019年10月を目途に、相続税申告に係る代表的な帳票についてインターネット経由(e-Tax)で受け付けるとともに、KSKシステムにデータ連絡可能となるようにシステム開発・改修を行う(デジタルファースト) 相続税の申告書のe-Tax受付状況や申告義務者等のニーズ等を踏まえ、対象となる帳票の拡大、添付書類の提出方法の拡充などを段階的に検討していく
KPI	**2019年10月を目途に、相続税の申告書をe-Taxにて受付可能とする。**

「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日)」eガバメント閣僚会議決定より引用

2.電子申告の利便性向上策（12／14）

e-Taxの利便性向上施策等一覧（適用開始時期（予定）順）

e-Taxホームページより抜粋

適用開始時期（予定）	概要
平成30年4月以後の申請等（実施済）	イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化 (全税目)
	法人代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能 (法人が納税者となる全税目)
平成30年4月以後終了事業年度の申告（実施済）	土地収用証明書等の添付省略(保存義務への転換)【書面申告も同様】(※1)(法人税)
	法人税等の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印制度の対象【書面申告も同様】(※1) (法人税、地方法人税) (注)　外国法人については、引き続き、国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の記名押印が必要(代表者の押印は不要)
平成31年1月以後の申告	e-Taxの送信容量の拡大 (全税目)
	e-Tax受付時間の更なる拡大 (全税目)
平成31年4月以後の申告	法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化(CSV形式) <国税庁が標準フォームを提供>(法人税)
	勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化 (CSV形式) <国税庁が標準フォームを提供>(法人税)
	法人番号の入力による法人名称等の自動反映（法人が納税者となる全税目)
平成31年4月以後の加入・離脱等	連結納税の承認申請関係書類の提出の一元化【書面も同様】(※1)(法人税)

2.電子申告の利便性向上策（13／14）

適用開始時期（予定）	概要
平成31年4月以後 終了事業年度の申告	勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】(※1)(法人税)
平成32(2020)年3月 以後の申告	法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除 （法人税、地方法人税)
平成32(2020)年4月 以後の申告	財務諸表のデータ形式の柔軟化 (CSV形式) <国税庁が勘定科目コードを公表し、それを含んだ標準フォームを提供＞(法人税) (注)勘定科目コードは平成31年度公開予定
	添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出) (法人税、地方法人税)
	財務諸表の提出先の一元化 (財務諸表を法人税申告書に添付してe-Taxにより提出を行うことが前提)(法人税)
平成32(2020)年4月 以後終了事業年度の申告	連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化 (連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書をe-Taxにより提出を行うことが前提) (法人税)

※1 【書面申告も同様】又は【書面も同様】と記載のあるものは、電子申告が義務化されていない中小法人等が行う書面申告等の場合であっても適用される制度です。

● 法人税等の申告に当たって、別表のうち、e−Taxによる提出ができないものについては、イメージデータ(PDF形式)での提出が認められます。

2.電子申告の利便性向上策（14／14）

eLTAXの利便性向上施策等一覧（適用開始時期（予定）順）

「行政手続コスト」削減のための基本計画（総務省）より抜粋

適用開始時期（予定）	概要
平成31年9月実施予定	複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化
	地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除
	eLTAXの送信容量の拡大等の検討
	eLTAX受付時間の更なる拡大
	異動届出書提出時の利用者情報への自動反映
	法人番号の入力による法人名称等の自動反映
	メッセージボックスの閲覧方法の改善
	ヘルプデスクの環境整備
	利用可能文字の拡大
平成31年10月実施予定	地方税の共通電子納税システム（共同収納）の導入
平成32年3月実施予定	法人納税者の開廃業、異動等に係る申請、届出手続きの電子的提出の一元化
	法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除
	e-TaxソフトとeLTAXソフト（PCdesk）との連携の推進
平成32年4月実施予定	財務諸表の提出先の一元化

3.平成30年度税制改正大綱（電子化に係る部分）（1／4）

◎青色申告特別控除

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用

①取引を正規の簿記の原則に従って記録している者の青色申告特別控除の控除額を55万円に引き下げる

②上記①に係わらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする

イ　その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること

ロ　その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと

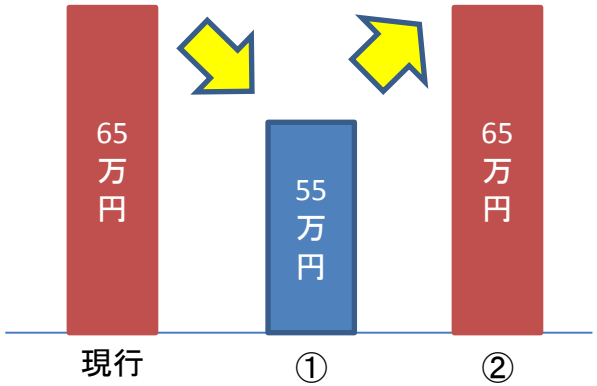

◎支払調書等の電子的な提出の義務

平成33年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用

支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を100枚以上に引き下げる。

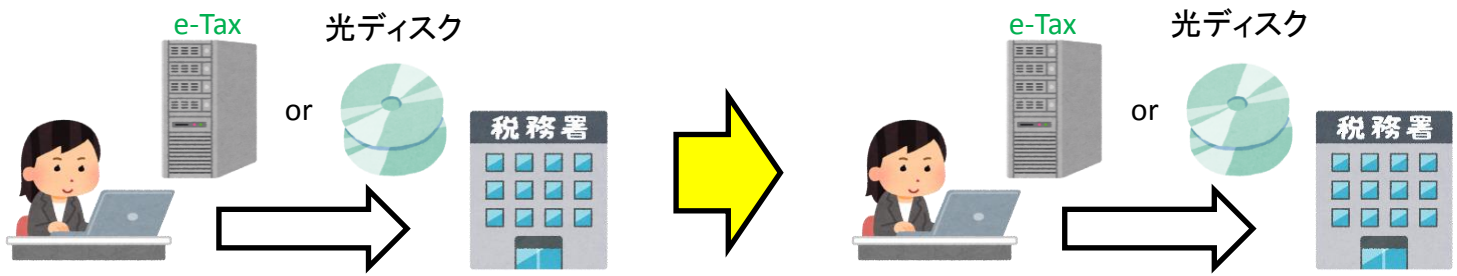

1,000枚以上は電子的提出！

（現行）

100枚以上は電子的提出！！

（平成33年1月1日～）

3.平成30年度税制改正大綱（電子化に係る部分）（2／4）

◎電子申告の義務化

平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用

大法人は申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織（e-Tax、eLTAX）により提供しなければならない。

大法人の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を電子情報処理組織（e-Tax、eLTAX）を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供しなければならない。

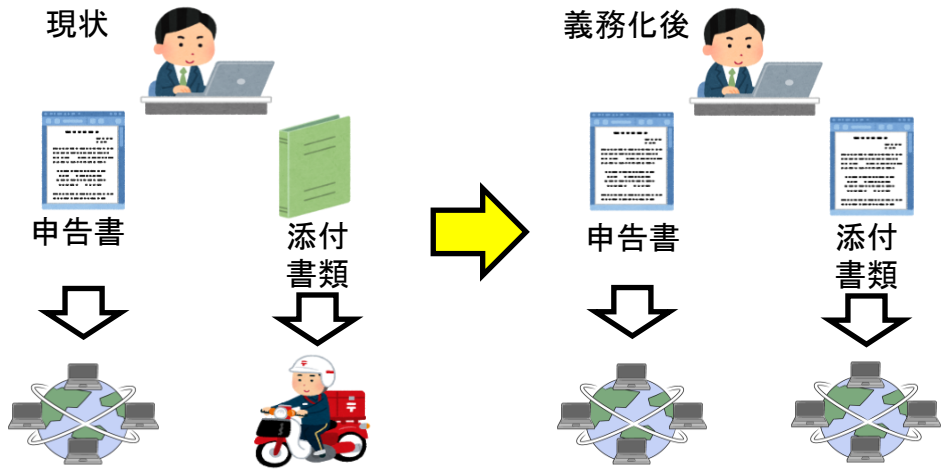

◎共通電子納税システム（共同収納）の導入

平成31年10月1日から適用

一定の地方税について、納税義務者がeLTAXの運営主体が運営する共通電子納税システムを利用して納付又は納入を行う場合、その収納の事務については、eLTAXの運営主体及び金融機関に行わせるものとし、これらの税は金融機関からeLTAXの運営主体を経由して地方公共団体に払い込まれるものとする。

（平成29年11月1日税制調査会　総務省説明資料より引用）

3.平成30年度税制改正大綱（電子化に係る部分）（3／4）

◎年末調整手続の電子化

平成32年10月1日以後に提出する保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書について適用

① 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするものは、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとする。

② 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」という。）の適用を受けようとするものは、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、書面による提出に代えて、当該住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。

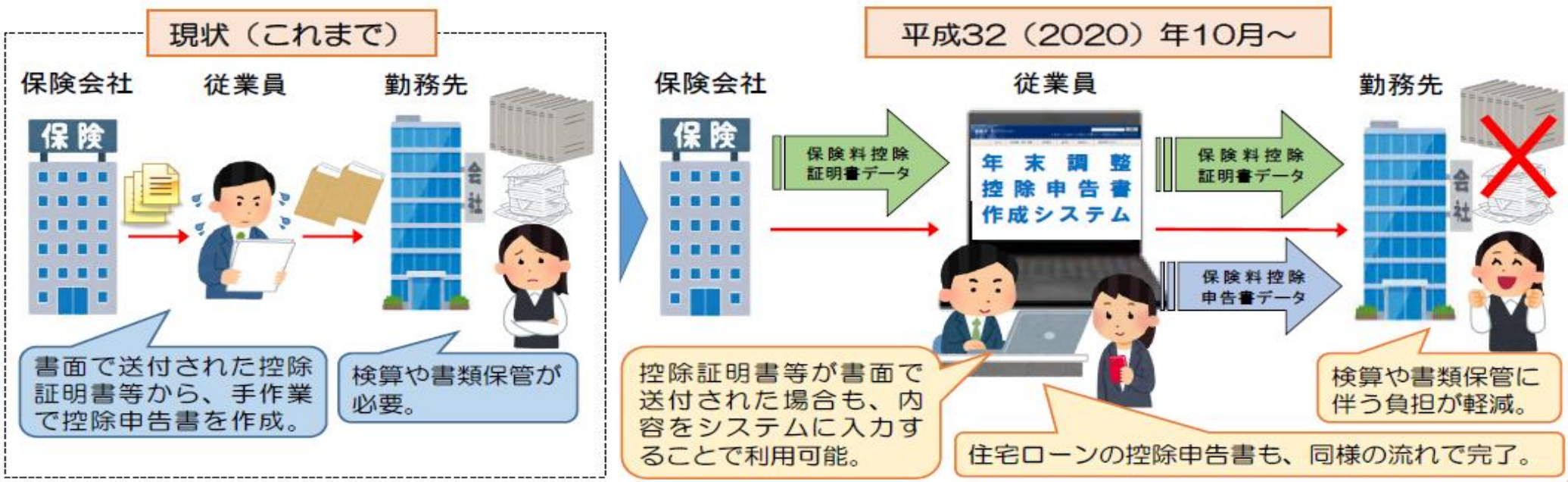

（平成30年6月20日 「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況 より引用）

3.平成30年度税制改正大綱（電子化に係る部分）（4／4）

◎国税のコンビニ納付

平成31年1月4日以後に納付の委託を行う国税に適用

自宅等において納付に必要な情報（いわゆる「QRコード」）を出力することができ、コンビニのマルチコピー機等で読み込ませることにより、納付書が発行される。

スマートフォン等でQRコードを出力

QRコードをコンビニに設置されているマルチコピー機等で読み取って、発行された納付書を用いてレジで支払い

◎国税の予納制度

平成31年1月4日以後に納付の委託を行う国税に適用

対象となる国税を概ね12月（現行：6月）以内において納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税に拡充し、併せて、ダイレクト納付により行うことができるようになる。

4.電子申告の義務化（1／11）

【背景】 平成30年度税制改正大綱(平成29年12月22日閣議決定)

六 納税環境整備
1 申告手続の電子化促進のための環境整備
（国 税）
(1)法人税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設（再掲）
① 大法人の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供しなければならないこととする。
（注）上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。
② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供しなければならないこととする。
③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。
(2)消費税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設（再掲）
① 大法人の消費税の確定申告書、中間申告書、修正申告書及び還付申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。
（注）上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時において資本金の額又は出資金等の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体をいう。
② 上記①の大法人の上記①の申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととする。
③ 上記①の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、上記①の申告書及び上記②の添付書類を書面により提出できることとする。
（注1）上記(1)の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度について、上記(2)の改正は、同日以後に開始する課税期間について、それぞれ適用する。
（注2）上記(1)③及び(2)③以外の理由により電子申告がなされない場合には無申告として取り扱うこととする。
ただし、現在の運用上の取扱いを踏まえ、期限内に申告書の主要な部分が電子的に提出されていれば無申告加算税は課さない取扱いとする。申告書の主要な部分以外の書類の電子提出の確保策については、施行後の電子的な提出状況等を踏まえ、そのあり方を検討する。

4.電子申告の義務化（2／11）

◎法人税法の一部改正

第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第七十五条の三　特定法人である内国法人は、第七十一条（中間申告）、第七十二条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）若しくは第七十四条（確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

２　前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一　当該事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二　保険業法に規定する相互会社

三　投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く）

第３項～第７項省略

4.電子申告の義務化（3／11）

【対象税目】

電子申告の義務化の対象となる税目は、次のとおり

①法人税及び地方法人税

②消費税及び地方消費税

☞地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化される

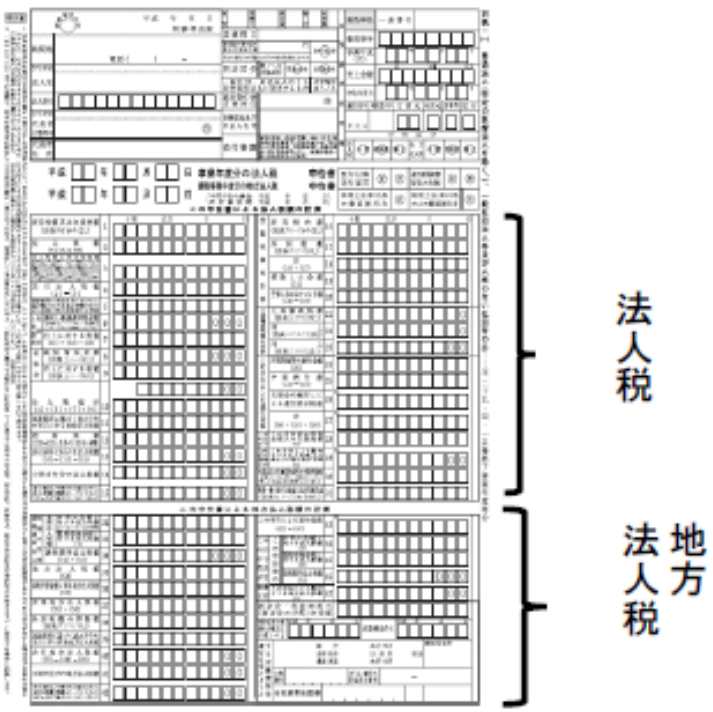

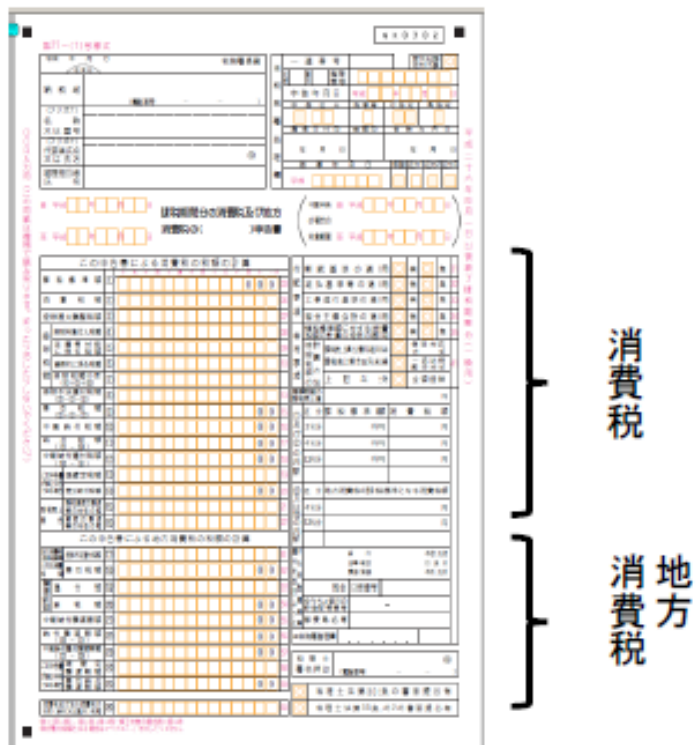

「大法人のe-Tax義務化と申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備(平成30年4月)」国税庁情報技術室 より引用

4.電子申告の義務化（4／11）

【対象法人】

内国法人のうち事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社

法人の区分				法人税等	消費税等
内国法人	普通法人	株式会社等	資本金の額等が１億円超	○	○
			資本金の額等が１億円以下	×	×
		受託法人（法人課税信託）		×	×
		相互会社		○	○
		投資法人		○	○
		特定目的会社		○	○
	公共法人	国・地方公共団体		—	○
		国・地方公共団体以外	資本金の額等が１億円超	—	○
			資本金の額等が１億円以下	—	×
	公益法人等	資本金の額等が１億円超		○	○
		資本金の額等が１億円以下		×	×
	協同組合等	資本金の額等が１億円超		○	○
		資本金の額等が１億円以下		×	×
	人格のない社団等			×	×

e-TaxHPより引用

4.電子申告の義務化（5／11）

【適用時期】

（法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税）

　平成32年4月1日以後に開始する事業年度について適用

（消費税、地方消費税）

　平成32年4月1日以後に開始する課税期間について適用

(例)　事業年度(課税期間)が1年間の3月決算法人～決算期の変更がない場合～

申告書の区分		対象期
確定申告		平成33(2021)年3月期以後
法人税の予定申告(仮決算の中間申告)		平成32(2020)年9月期以後
消費税の中間申告 (仮決算の中間申告)	年　1回の場合	平成32(2020)年9月期以後
	年　3回の場合	平成32(2020)年6月期以後
	年11回の場合	平成32(2020)年4月期以後
消費税の期間特例の適用を受けている場合	課税期間を3月とする場合	平成32(2020)年6月期以後
	課税期間を1月とする場合	平成32(2020)年4月期以後

「大法人のe-Tax義務化と申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備(平成30年4月)」国税庁情報技術室 より引用

4.電子申告の義務化（6／11）

【対象手続】

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書

【対象書類】

申告書及び法人税法等において申告書に添付すべきこととされている書類(法人税における財務諸表、勘定科目内訳明細書又は租税特別措置の適用に必要な書類や消費税の申告書付表などのいわゆる「**添付書類**」)

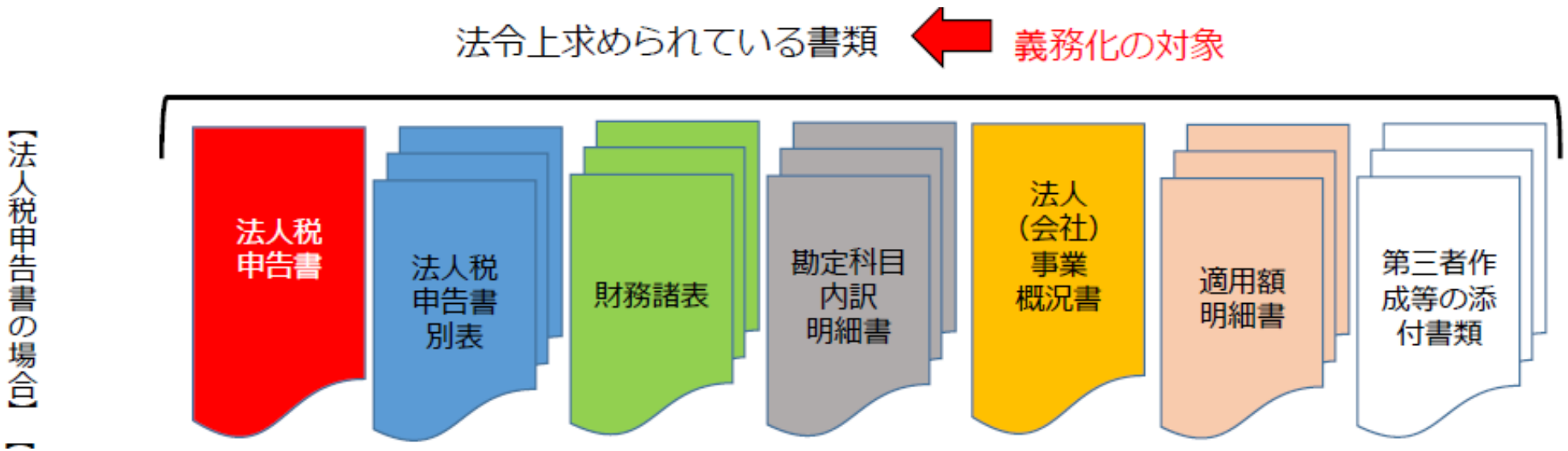

「大法人のe-Tax義務化と申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備(平成30年4月)」国税庁情報技術室 より引用

4.電子申告の義務化（7／11）

添付書類の電子的送信

これまで

①申告書＋添付書類をe-Tax、eLTAXで送信
②申告書はe-Tax、eLTAXで送信、添付書類は郵送
③申告書＋添付書類を郵送

電子申告の義務化

①申告書＋添付書類をe-Tax、eLTAXで送信

②申告書はe-Tax、eLTAXで送信、添付書類は郵送
③申告書＋添付書類を郵送

電子申告の義務化に伴い、添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書、第三者作成書類）をe-Tax、eLTAXで送信しなければならない！

4.電子申告の義務化（8／11）

～～電子申告に関するアンケート～～

【実施時期】平成29年10月　【回答者数】171名

申告の方法	割合	
①申告書＋添付書類全てを電子的に送信	40.3%	A
②申告書＋財務諸表＋勘定科目内訳明細書を電子的に送信（第三者作成書類は書面提出）	41.7%	B
③申告書＋財務諸表を電子的に送信（勘定科目内訳明細書、第三者作成書類は書面提出）	0.3%	B
④申告書＋勘定科目内訳明細書を電子的に送信（財務諸表、第三者作成書類書類は書面提出）	10.8%	B
⑤申告書のみ電子的に送信（添付書類は書面提出）	3.1%	
⑥全て書面で提出	3.8%	

A:電子申告の義務化に対応できている者　B:電申告の義務化に向けて対応が必要な者

≪参考≫

◆財務諸表を書面で別送している理由◆

①使用するソフトウェアが電子申告に対応していないため・・・37.0%
②作成しているデータ形式（エクセル等）がXBRL形式と異なりデータ変換をすることが煩雑であるため・・・23.2%
③関与先が財務諸表を作成しているため・・・13.7%
④その他・・・22.5%
（勘定科目内訳明細書を郵送するので財務諸表も郵送する、協同組合等の財務諸表は書面で別送している） 等

◆勘定科目内訳明細書を書面で別送している主な理由◆

①使用するソフトウェアが電子申告に対応していないため・・・37.6%
②関与先が勘定科目内訳明細書を作成しているため・・・29.5%
③その他・・・31.7%
（エクセルで作成すると自由に加工、関与先との共有ができるため、銀行提出用に見やすいものが必要であるため） 等

4.電子申告の義務化（9／11）

無申告加算税

申告書＋添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書、第三者作成書類）の**電子的送信が義務付け**

電気通信回線の故障、災害その他の理由以外で申告書類等を電子的に送信しなかった場合は、**無申告として取り扱われ、無申告加算税の対象となる**

【参考】
電子申告の義務化を導入しているアメリカ、イギリス、フランス、カナダ、エストニアでも電子的に送信しなかった場合は**無申告加算税の対象となる**

4.電子申告の義務化（10／11）

災害その他の理由により、電子申告を行うことが困難である場合は、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」を事前に税務署長に対して提出し、承認を得たうえで書面により提出することで例外的に申告義務が履行されたものとみなされる。

災害その他の理由により、電子申告を行うことが困難である場合とは？

◇ 自然災害、サイバー攻撃、停電等により企業内のインターネット環境に障害が発生してオンライン手続が一時的に不能となった場合等

◇ 経営成績の悪化等により、インターネットの利用契約を解除した場合等

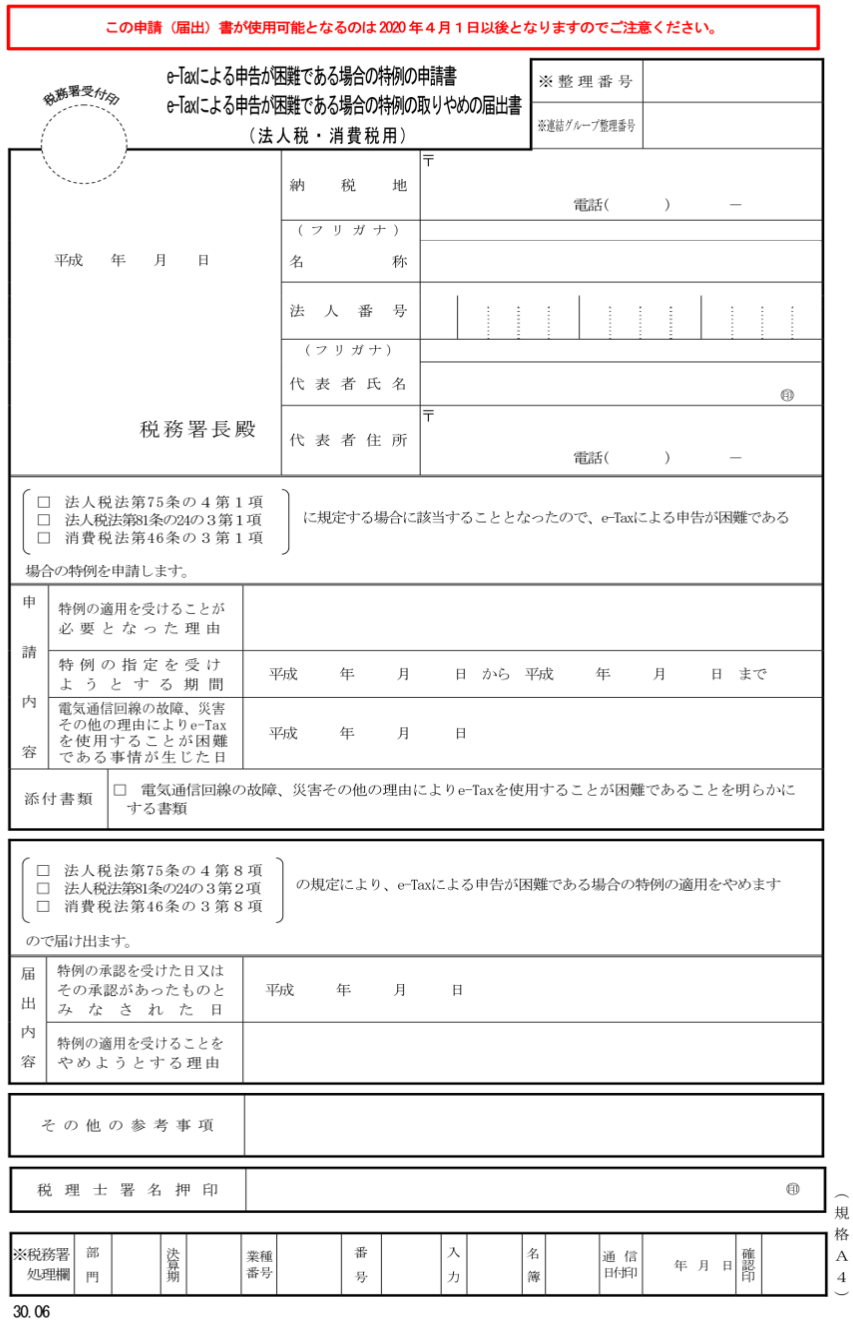

この申請（届出）書が使用可能となるのは2020年４月１日以後となりますのでご注意ください。

税務署受付印

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書
（法人税・消費税用）

※整理番号
※連結グループ整理番号

平成　年　月　日

納税地　〒　電話（　）　－
（フリガナ）
名称
法人番号
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
代表者住所　〒　電話（　）　－

税務署長殿

□ 法人税法第75条の４第１項
□ 法人税法第81条の24の３第１項
□ 消費税法第46条の３第１項
に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。

申請内容		
	特例の適用を受けることが必要となった理由	
	特例の指定を受けようとする期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	平成　年　月　日
添付書類	□ 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類	

□ 法人税法第75条の４第８項
□ 法人税法第81条の24の３第２項
□ 消費税法第46条の３第８項
の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。

届出内容		
	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	平成　年　月　日
	特例の適用を受けることをやめようとする理由	

その他の参考事項	
税理士署名押印	㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年月日	確認印	

30.06

4.電子申告の義務化（11／11）

○　（参考）社会保険手続の義務化

2. 社会保険に関する手続

（略）

（1）大法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人等）について、2020年4月1日以降に開始する事業年度又は年度より、電子申請を義務化する。社会保険労務士又は社会保険労務士法人が大法人の事業所に代わって手続を行う場合も同様とする。

表６　電子申請の義務化の対象となる手続

社会保険の種類	届出等の種類	年間手続件数(※)
厚生年金保険	被保険者賞与支払届	1,772,247
	被保険者報酬月額算定基礎届	1,879,196
	70歳以上被用者　算定基礎・月額変更・賞与支払届	553,368
	厚生年金被保険者報酬月額変更届	976,236
健康保険	被保険者賞与支払届	4,783,863
	被保険者報酬月額算定基礎届	2,409,350
	健康保険被保険者報酬月額変更届	526,711
労働保険	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書	1,930,033
雇用保険	雇用保険被保険者資格取得届	9,096,772
	雇用保険被保険者資格喪失届	7,541,021
	雇用保険被保険者転勤届	586,525
	高年齢雇用継続給付支給申請	4,442,559
	育児休業給付支給申請	1,985,968

※　年間手続件数には、義務化対象外の事業者による手続数を含む。

「行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)(平成30年4月24日)」規制改革推進会議 行政手続部会より引用

5.諸外国の状況（1／3）

国名	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	エストニア
電子申告割合（2013年）	40%	98%	96%	70%	99%
電子申告対象手続	・法人税申告書 ・添付書類の申告	・法人税申告書 ・添付書類の申告	・法人税申告書 ・添付書類の申告	・法人税申告書 ・添付書類の申告	・法人税申告書 ※添付書類は義務なし
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	一部義務化	一部義務化	一部義務化
義務化した年	2005年12月31日以降に終了する課税年度	2010年4月1日以降に終了する課税年度であって2011年4月1日以降に行われる申告	2000年12月31日以降に終了する課税年度	2009年12月31日以降に終了する課税年度	2011年1月1日以降の申告分
対象義務者	課税年度末時点の総資産1,000万ドル以上で暦年で250枚以上の申告書を提出する普通法人 ※申告書、支払調書等のあらゆる様式を含む	全法人	・公共財政総局大企業局が所管する法人 ※税抜売上高又は総資産4億円ユーロ以上 ・前年税抜売上高が1,500万ユーロ超の法人	・年間総収入が100万カナダドル超の法人 ※保険会社、外国法人等特殊な申告書を作成する必要がある法人を除く **・年間10件超の申告代理を行う業者**	従業員が5名超の法人
免除規定	IRS長官が正当な困難事由があると認められる場合（免除申請書の提出必須）	清算命令が出ている場合	なし	なし	なし
罰則・恩典の適用の可否	無申告とみなされ、無申告加算税を賦課	無申告とみなされ、無申告加算税を賦課(100～1,000ポンドと税額の10～20%の併科)	電子申告以外の方法で提出された申告にかかる税額の0.2%の加算税を賦課(下限60ユーロ)	1,000カナダドルの加算税を賦課	無申告とみなされ、過料を科される(1,300ユーロ以下)

税制調査会 第10回(平成29年6月19日) 資料より

5.諸外国の状況（2／3）

【給与源泉徴収】

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	エストニア	韓国
給与源泉徴収	あり	あり	なし	あり	あり	あり

【年末調整】

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	エストニア	韓国
年末調整	なし	あり（※1）		なし	なし	あり（※2）
対象となる控除		寄付金控除				生保・医療費・寄附金等全ての控除
金融所得		利子・配当：〇 CG：×				×

※1　年末調整制度のリアルタイム化：雇用主が従業員への毎月の給与支払毎に税額を調整した上で源泉徴収を実施
※2　年末調整手続の簡素化：控除対象データは控除関係機関から国税庁の税務手続支援システムに集約され、従業員・雇用主が控除申告書をダウンロード可（控除対象データの他、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック情報、支払調書が課税当局に集約（課税当局においてマッチング））

【記入済申告書】

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	エストニア	韓国
記入済申告書	なし	なし	あり	あり（※1）	あり	なし（※3）
給与所得			〇	〇	〇	
金融所得			利子・配当：〇 CG：×	利子・配当：〇 CG：×（※2）	利子：〇 CG：×（※2）	

※1　電子申告を行う場合のみ記入済申告書による申告が可能。
※2　一定の株式の売却金額は記入済申告書に反映されるが、取得価額は反映されない。
※3　韓国における記入済申告書は、一部の零細事業者に対して導入している。また、非事業者が確定申告を行う際には、支払調書に基づく所得情報（給与や報酬等）を電子申告サイトで閲覧・利用が可能。

5.諸外国の状況（3／3）

政府税制調査会海外調査報告(平成29年6月19日)によると、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、エストニアの5か国で電子申告の義務化が課せられている(アメリカ、フランス、カナダ、エストニアでは一部義務化)。

日本で課せられる電子申告の義務化や年末調整事務の電子化は、これらの諸外国の実施状況を見て採用されているが、その中でもカナダでは、対象義務者が法人だけではなく、申告代理を行う業者も対象となっている。

今後も我が国の電子申告の義務化は、諸外国の先進的な取組を参考にしつつ進展していくことが見込まれるため、税理士が関心をもっていく必要がある。

カナダの事例

電子申告の割合（2015年度）
◎個人所得税：85%
◎法人税　　：88%
◎付加価値税：84%
このうち、個人所得税申告の手続では、控除の種類が多い等の理由により代行業者を頼る納税者も多く、税務代理人を通じた申告は個人所得税申告の約６割を占める。

税務代理人を対象とした電子申告の義務化
☞年間10件超の申告代理を行う業者

6.今後税理士が行うべきこと（1／3）

税理士をとりまく現状

電子申告(e-Tax)利用率の推移

過去5年間

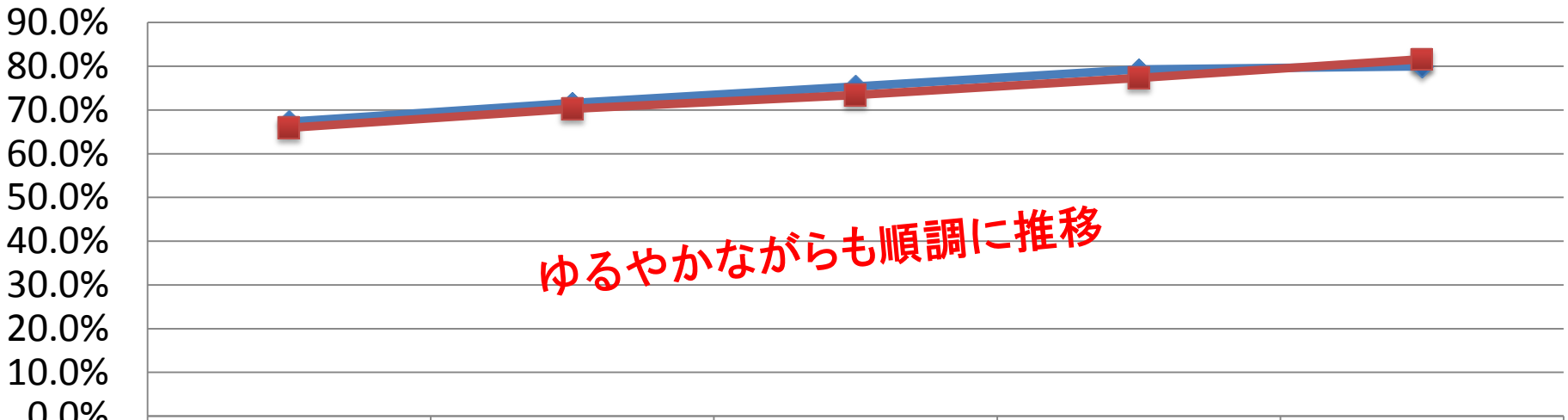

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
法人税	67.3%	71.6%	75.4%	79.3%	80.0%
消費税(法人)	65.9%	70.3%	73.4%	77.3%	81.6%

しかしながら、電子申告の義務化に対応できている者は少ない

申告の方法	割合
①申告書＋添付書類全てを電子的に送信	40.3%

6.今後税理士が行うべきこと（2／3）

税理士をとりまく現状～これからの動向～

デジタルファースト法案(仮称)の策定	青色申告特別控除の改訂
「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(案）」より ☛ (重点取組①) **行政サービスの100%デジタル化** ☛ ＜具体的取組＞ **「デジタルファースト法案(仮称)」の策定** ● デジタルを原則とする社会を構築するための理念を盛り込んだ上で、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタルファースト法案(仮称)」を速やかに国会に提出 ● デジタル社会を前提としたBPRを行った上で、受付や審査・決裁・書類の保存業務のデジタル処理、国・地方・民間を含めた情報連携を可能とするシステムを順次整備	■ 平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について、青色申告特別控除の控除額を65万円から55万円に引き下げる ただし、 ■ 電子申告(e-Tax)による提出、あるいは国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に基づく電磁的記録の備付け及び保存のいずれかの要件を満たす場合は、控除額を65万円とする 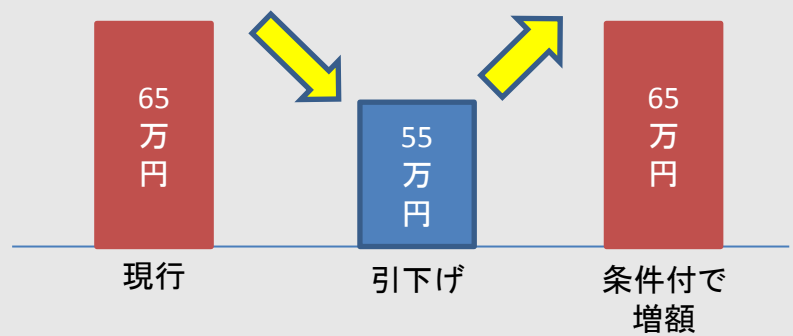

6.今後税理士が行うべきこと（3／3）

以上のように、行政手続の電子化が進展することにより、**電子申告を行わないことは、納税者の利益を損なうことになる**

➢ 電子申告への対応、義務化に向けた準備は**必須事項**

財務諸表を書面で別送している理由	割合
①使用するソフトウェアが電子申告に対応していないため	37.0%

勘定科目内訳明細書を書面で別送している理由	割合
①使用するソフトウェアが電子申告に対応していないため	37.6%

➢ 今後、税理士事務所において**会計ソフト、税務ソフトの見直しなど、添付書類も電子的に送信できる体制の整備**が必要

e-Tax利用の簡便化・メッセージボックスの転送機能

目 次

1. e-Tax利用の簡便化の導入までの経緯
2. e-Tax利用の簡便化の概要
3. メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点

1. e-Tax利用の簡便化の導入までの経緯（１／２）

◆平成27年度税制改正大綱（抜粋）（平成27年1月14日閣議決定）◆

六　納税環境整備

６．その他

電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、**個人が、当該申請等に係る開始届出等の際に行われた本人確認に基づき通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。**

（注１）本人確認は、次のいずれかの方法により行うこととする。

① 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認

② 電子署名及び電子証明書の送信による本人確認

③ 税務署への来署時における税務署職員による本人確認

◆平成28年度税制改正大綱（抜粋）（平成27年12月24日閣議決定）◆

六　納税環境整備

３．マイナンバー記載の対象書類の見直し

（略）

（備考）

日本年金機構における個人情報流出問題を契機として、行政機関等がオンライン手続により利用者から個人番号の提供を受ける際のセキュリティ対策が重要視されていることを踏まえ、**平成27年度税制改正で決定された「e-Taxの新たな認証方式」について、納税者利便にも配意しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施する。**

1. e-Tax利用の簡便化の導入までの経緯（２／２）

◆世界最先端IT国家創造宣言 工程表(平成28.5改訂)（抜粋）◆

3[超少子高齢化社会における諸課題の解決]
(3)IT利活用による諸課題の解決に資する取り組み
③マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性向上【平成28年度～平成33年度】
〇オンライン手続の利便性向上
オンライン申請等データの閲覧における当該データの重要性に応じた二経路又は二要素認証や、行政機関IDと民間発行IDとの連携による認証の導入などにより個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じつつ、オンライン申請等データやお知らせ情報をマイナポータルにおいて確認可能とするなど利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービス、**マイナンバーカード等の活用によるIDの入力を要しないオンラインサービスの検討など利便性の高いオンラインサービスに向けた検討を進め可能なものから、順次実現する。**

◆オンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」(平成28.11改訂)（抜粋）◆

Ⅲ改善取組事項
1オンライン手続の負担削減
(3)本人確認方法の見直し
【共通】
・税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合、納税者本人の電子署名を省略(継続・平成18年度～)。
・個人の納税者が自宅からe-Taxを利用して申告等を行う場合、現在の電子証明書を使用する認証方式に加え、マイナンバーカードを取得されていない方を対象とする新たな認証方式の導入に向けて、平成28年度税制改正大綱に盛り込まれたとおり、セキュリティ対策を講じた適切な認証方式を早期に導入できるよう、引き続き関係省庁とともに検討を実施（継続）

2. e-Tax利用の簡便化の概要（１／４）

現在、国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータルの連携機能の活用などにより、個人納税者のe-Tax利用をより便利にすることを目指しており、平成31年1月から新たな本人確認方法を用いたe-Tax利用方式が利用できることになる。

現行の方式

e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・PWの通知を受ける必要がある。

➢ID・PWの管理・入力が必要

➢送信時にID・PWの他、マイナンバーカード及びICカードリーダライタが必要

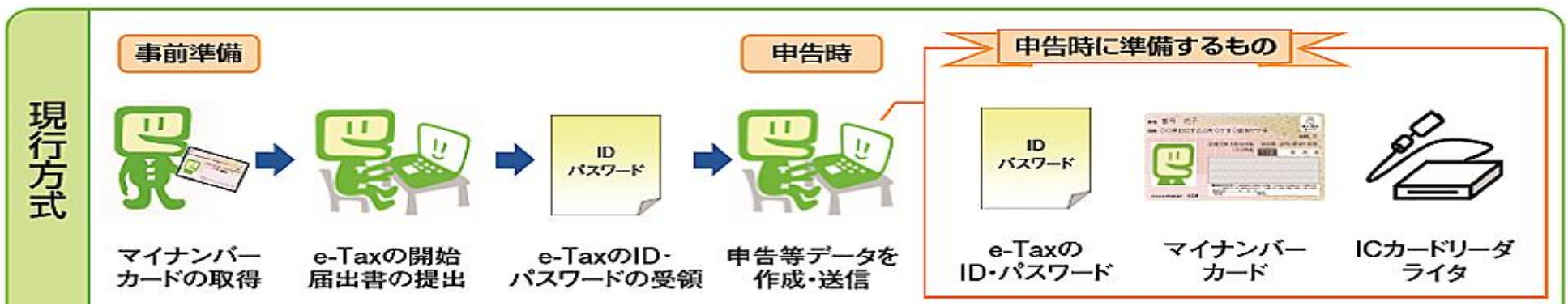

（国税庁HPより引用）

平成31年１月からは以下のとおり２つの方式が利用可能

2. e-Tax利用の簡便化の概要（２／４）

マイナンバーカードによるe-Tax利用

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの送信ができるようになる。

マイナンバーカードによるe-Tax利用

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易的な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信がきるようになる。

➢現状必要な税務署長への届出書の提出やID・PWの管理・入力が不要になる

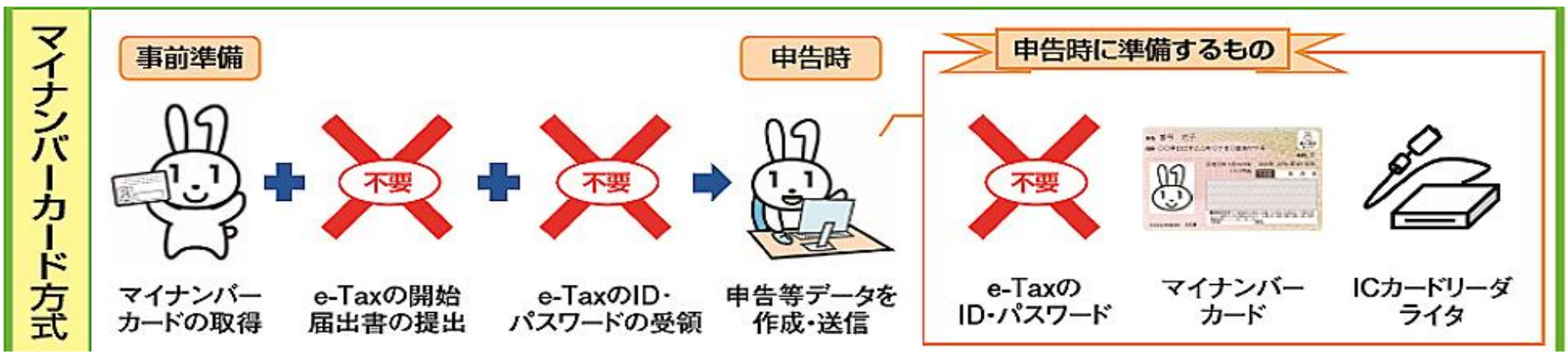

（国税庁HPより引用）

2. e-Tax利用の簡便化の概要（３／４）

ID及びパスワードによるe-Tax利用

マイナンバーカード及びICカードリーダライタを持っていない納税者については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知した「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信が可能となる。

ID及びパスワードによるe-Tax利用

厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・PASSによる電子申告が可能となる。

- ➢マイナンバーカード及びICカードリーダライタが不要
- ➢厳格な本人確認は、税務署における職員との対面となる
- ➢**メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となる**
- ➢マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及されるまでの暫定的な対応

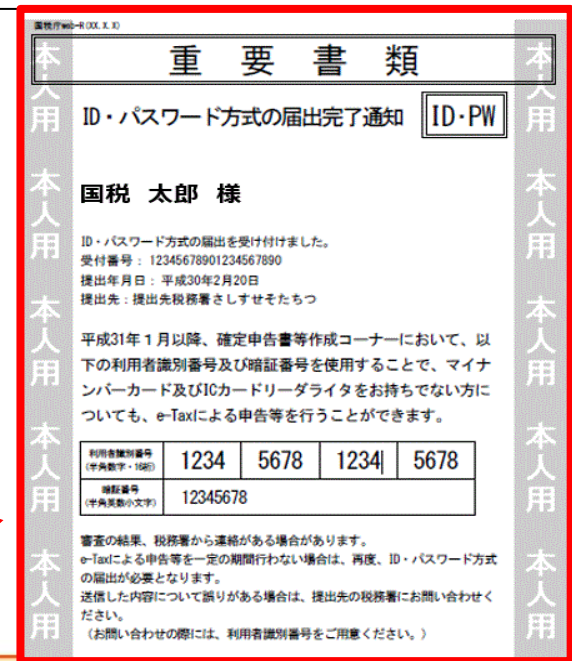

（国税庁HPより引用）

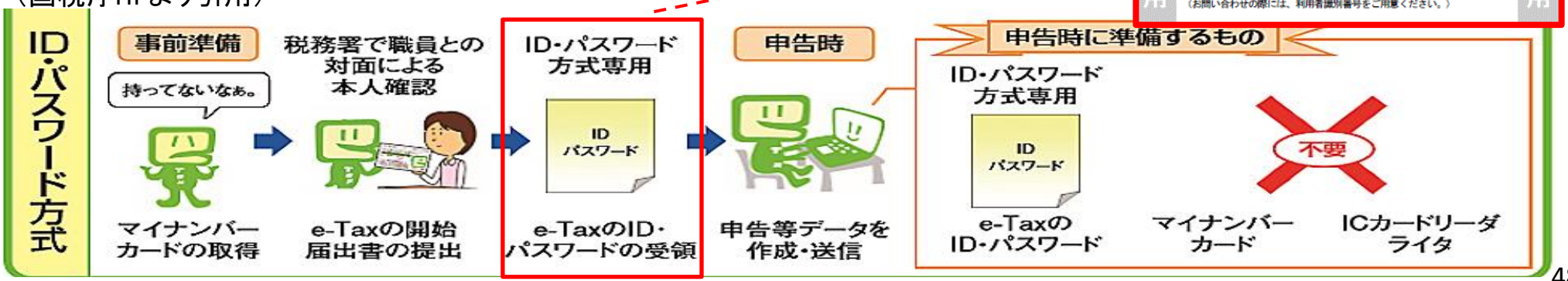

2. e-Tax利用の簡便化の概要（４／４）

スマートフォンやタブレットでの申告

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する者は、スマートフォンやタブレットから国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」から所得税の確定申告の作成が可能となる。

ID・パスワード方式で手続完結

◎ ID・PASS方式を利用してe-Taxで送信すれば申告が完了（ICカードリーダライタが不要）
◎ e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要
◎ 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存

現行の源泉徴収票入力画面

（「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況より引用）

スマホ専用画面

e-Tax利用の簡便化の課題

このようなe-Taxの利用方式により納税者の利便性は向上されることが予想されるが、個人納税者に係る**e-Taxのメッセージボックスの閲覧については、**個人情報を含む重要情報を保護するために**個人納税者、税理士及び税理士法人が自らのID（利用者識別番号）に紐づけられた電子証明書による認証が必要**となる。

これについて、日本税理士会連合会情報システム委員会では、以下の4つの課題を「平成29年度電子申告に関する要望事項」として国税庁へ改善を要望した。

課題点①　代理送信を行った納税者及び税務支援会場で「申告のお知らせ」を確認できない

課題点②　ダイレクト納付に関する案内の閲覧ができない

課題点③　事務所内の運用の見直しが必要となる可能性がある

課題点④　IDとPWで電子申告を行った納税者はメッセージボックスの閲覧ができない

3. メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点（１／４）

課題点①代理送信を行った納税者及び税務支援会場で「申告のお知らせ」の閲覧ができない

◆これまで◆

納税者から「申告のお知らせ」の提供を受け、代理送信または税務支援を行う。

◆平成31年1月以降◆

平成31年1月以降、メッセージボックスの閲覧には、電子証明書が必要となるため、電子証明書を取得していない納税者は「申告のお知らせ」を税理士に提供できない。

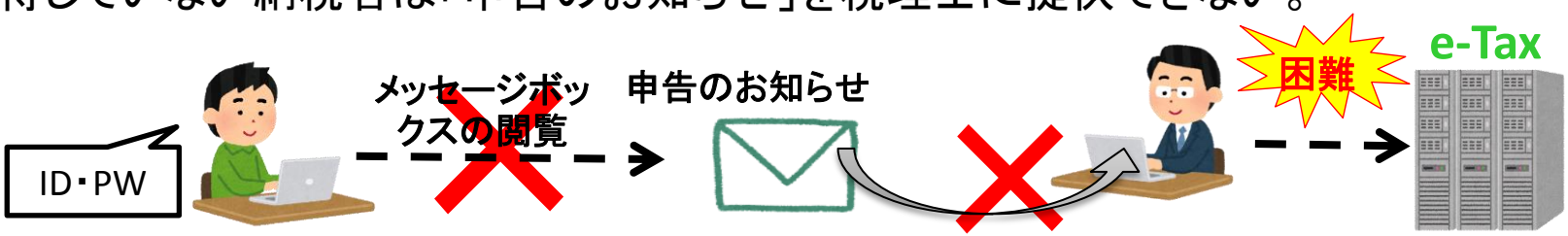

税理士が申告に必要な納税者の情報を取得できなくなる

「申告のお知らせ」転送機能

税理士業務が煩雑になることが予想されたため、国税庁と意見交換を行ったところ、**e-Tax上で税理士と納税者が委任関係の登録を行なうことで、委託関係にある税理士のメッセージボックスに納税者の「申告のお知らせ」が転送されることとなった。**

また、当該転送機能について国税庁が税務会計ソフト会社に対し仕様公開を行う予定であるため、税務会計ソフト会社には税理士の負担とならないシステム開発を依頼している。

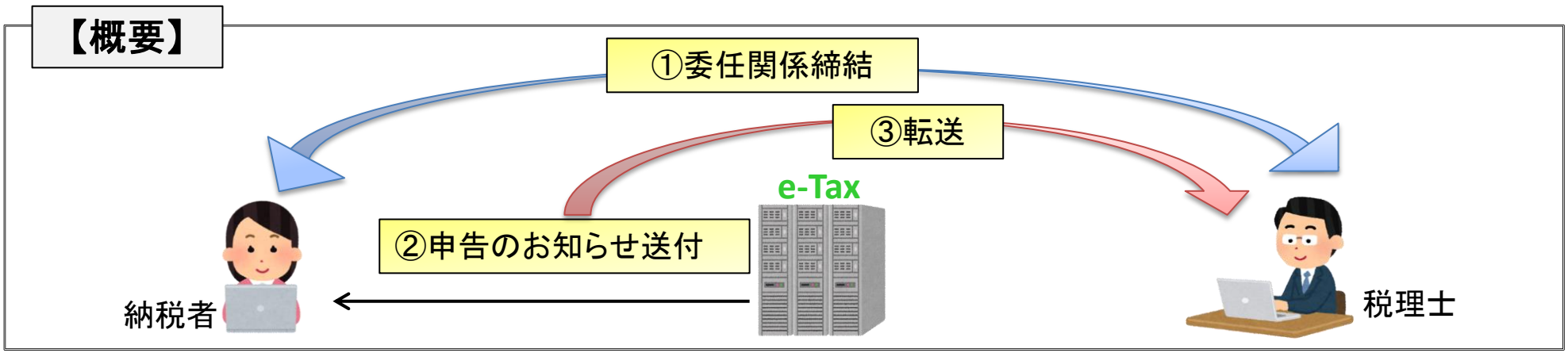

課題点①代理送信を行った納税者及び税務支援会場で「申告のお知らせ」の閲覧ができない

➢**転送機能の設定を行うと税理士のメッセージボックスにも「申告のお知らせ」が転送されるため、代理送信や税務支援が可能となる。**

- 「申告のお知らせ」転送設定は、開始届を「税務代理による利用の開始」として提出している税理士のみ可能である
- 当転送設定は、平成31年1月初旬から可能となる予定である
- 「申告のお知らせ」の送付は、1月20日前後であるため、それまでに委任登録を完了させておくことが望ましい
- 「申告のお知らせ」の配信後に委任関係を登録した場合であっても、税理士のメッセージボックスに転送される
- メッセージボックスの転送先は3箇所登録できるため、税理士法人の場合は、税理士法人の他に個人の税理士を登録するといった運用でカバーする必要がある

「申告のお知らせ」転送機能

当転送機能のうち、一部の機能は仕様公開を行うためベンダソフトでも操作が可能であるが、以下の画面はe-Taxホームページから操作した画面の例となる。

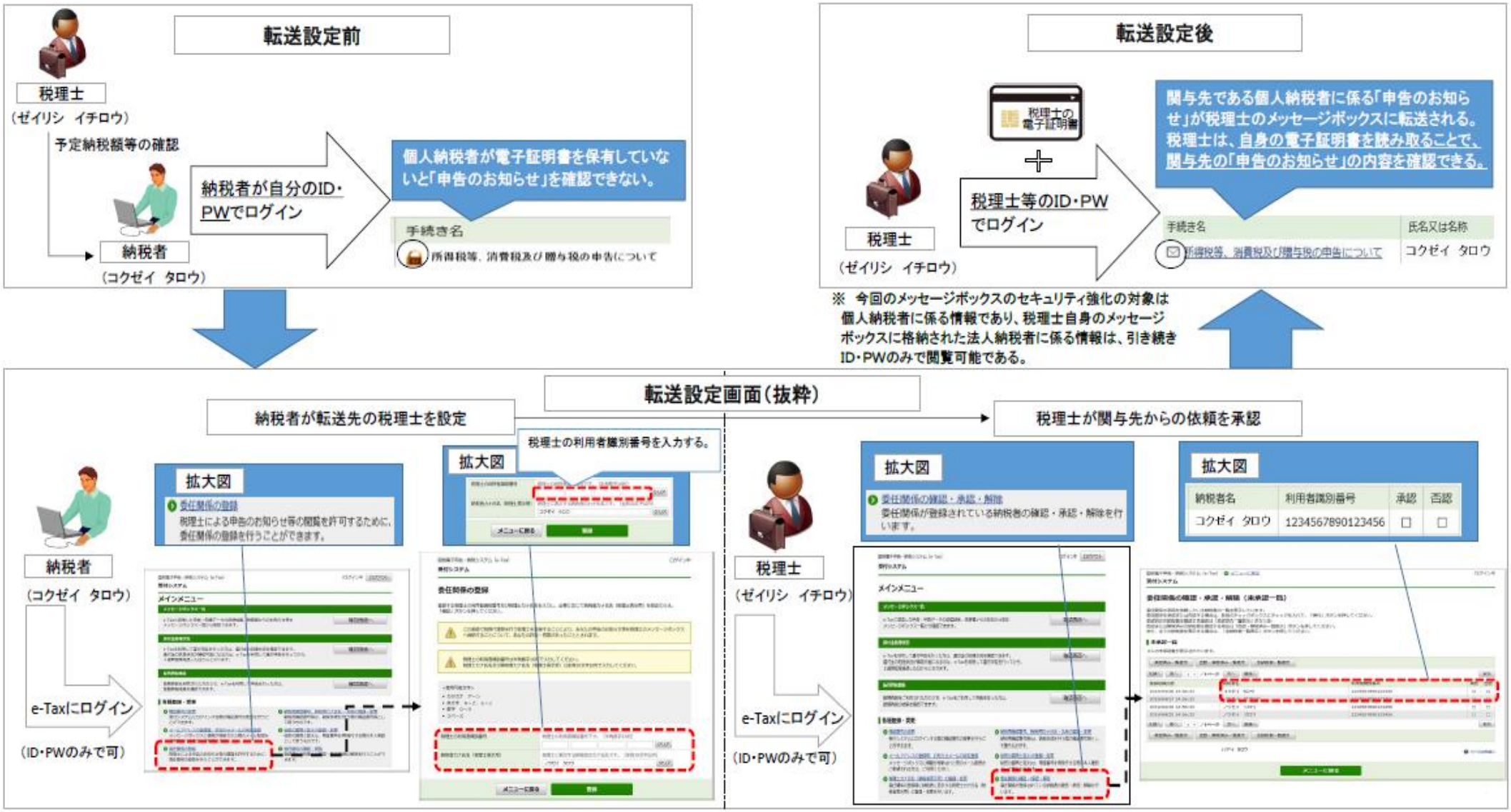

（国税庁提供資料より引用）

■ 事前準備（税理士が行う作業） ■

Ⅰ

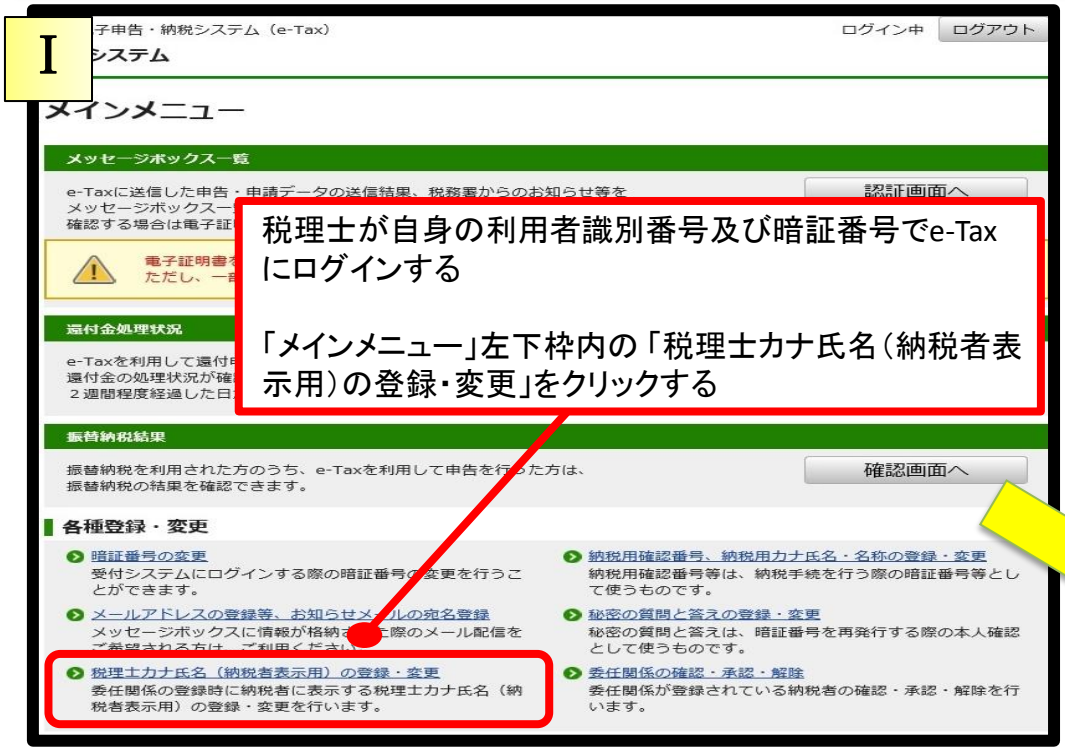

税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」左下枠内の「税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更」をクリックする

Ⅱ

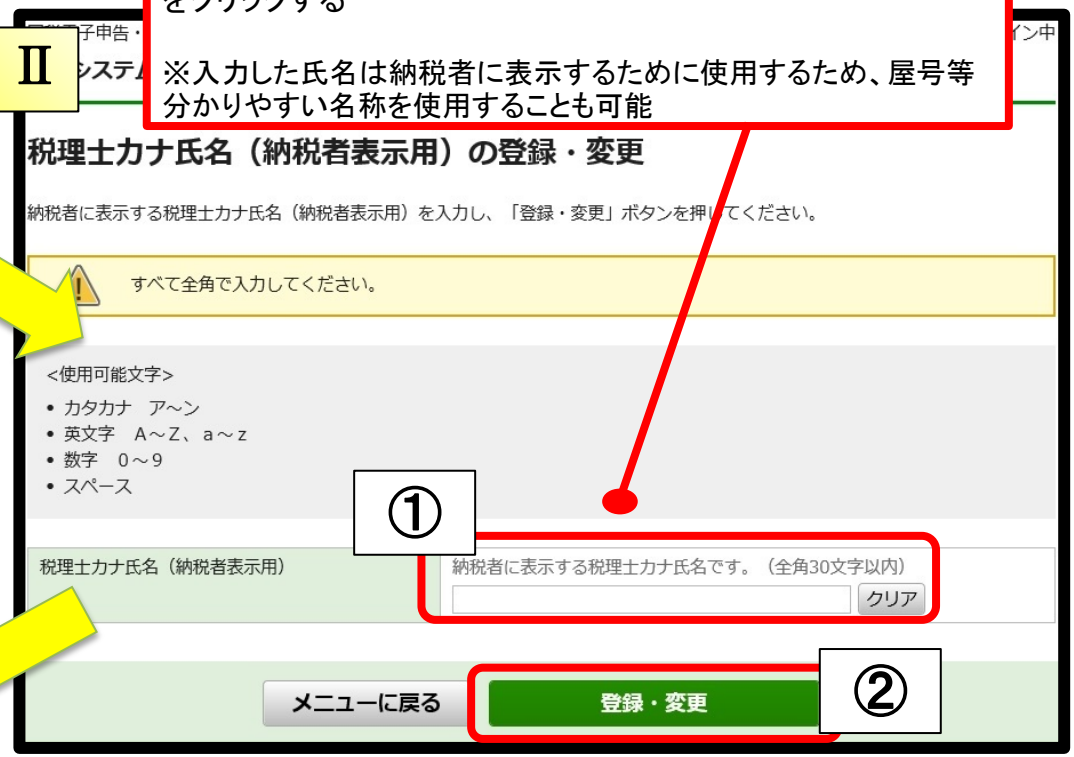

「税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更」が表示される

①「税理士カナ氏名（納税者表示用）」欄に納税者に表示する税理士カナ氏名を入力する

②入力内容に誤りがないか確認した上で、「登録・変更」ボタンをクリックする

※入力した氏名は納税者に表示するために使用するため、屋号等分かりやすい名称を使用することも可能

Ⅲ

「登録・変更内容の確認」が表示され、上記Ⅱの登録・変更内容が表示される

なお、入力内容に誤りがあった場合には、上記Ⅰから税理士カナ氏名の変更を行う

※税理士カナ氏名を登録しないと、次ページ以降の設定が行えないため、忘れずに登録する

■ 事前準備（納税者が行う作業） ■ ※システム公開対象

Ⅰ

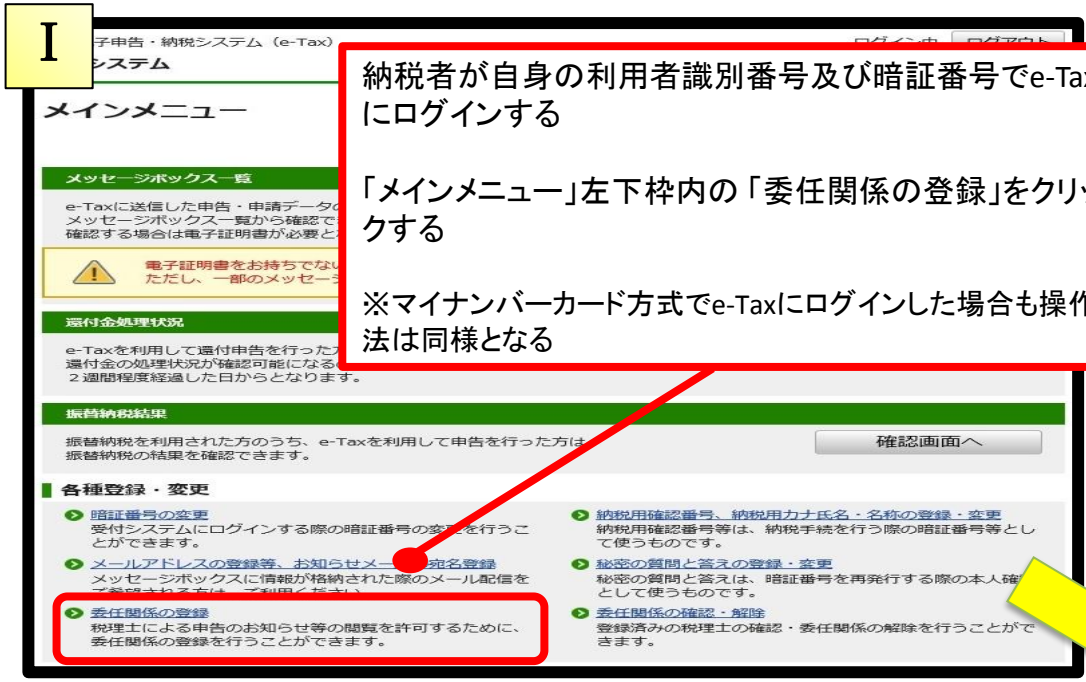

納税者が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」左下枠内の「委任関係の登録」をクリックする

※マイナンバーカード方式でe-Taxにログインした場合も操作方法は同様となる

Ⅱ

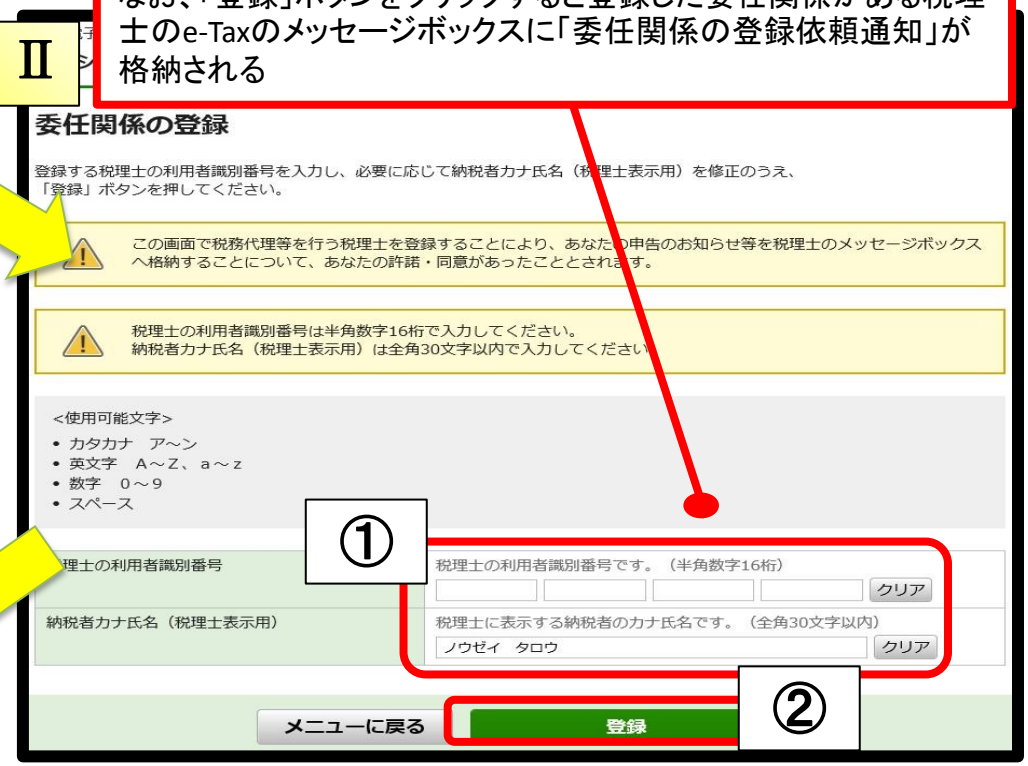

「委任関係の登録」が表示される

①「税理士の利用者識別番号」欄に委任関係がある税理士の利用者識別番号を、「納税者カナ氏名（税理士表示用）欄に納税者のカナ氏名を入力する

②入力内容に誤りがないか確認した上で「登録」ボタンをクリックする

なお、「登録」ボタンをクリックすると登録した委任関係がある税理士のe-Taxのメッセージボックスに「委任関係の登録依頼通知」が格納される

Ⅲ

「登録内容の確認」が表示され、上記Ⅱの登録内容が表示される

※入力内容に誤りがあった場合には、エラーメッセージが表示される

■ 委任関係の 承認（税理士が行う作業） ■

Ⅰ

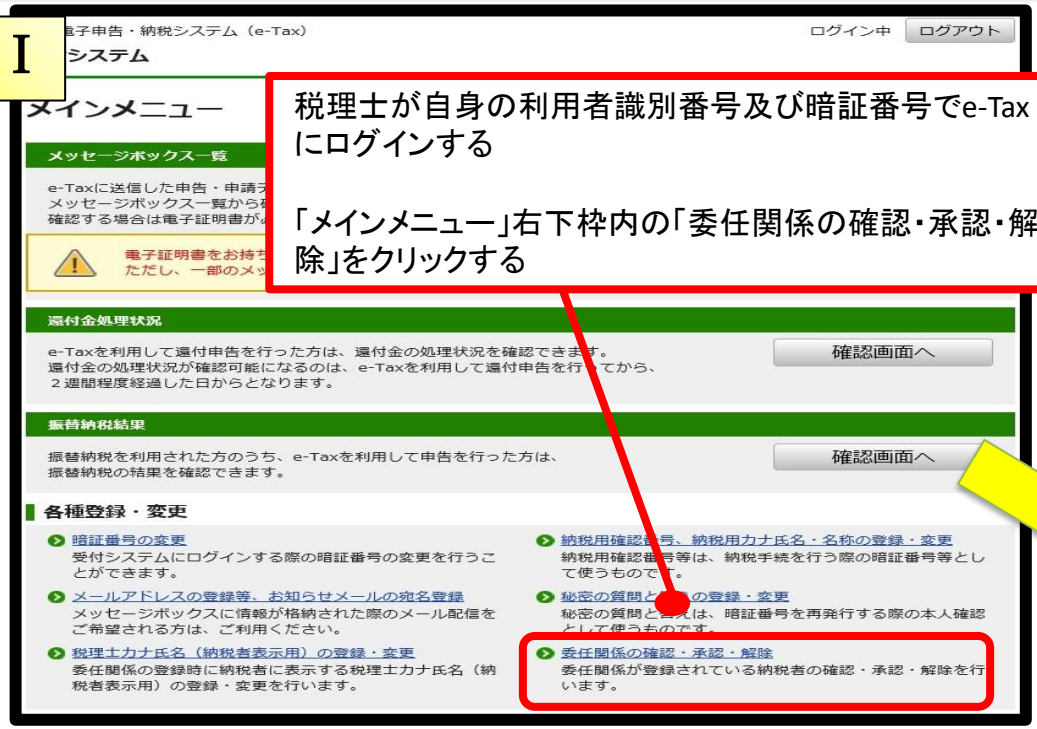

税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」右下枠内の「委任関係の確認・承認・解除」をクリックする

Ⅱ

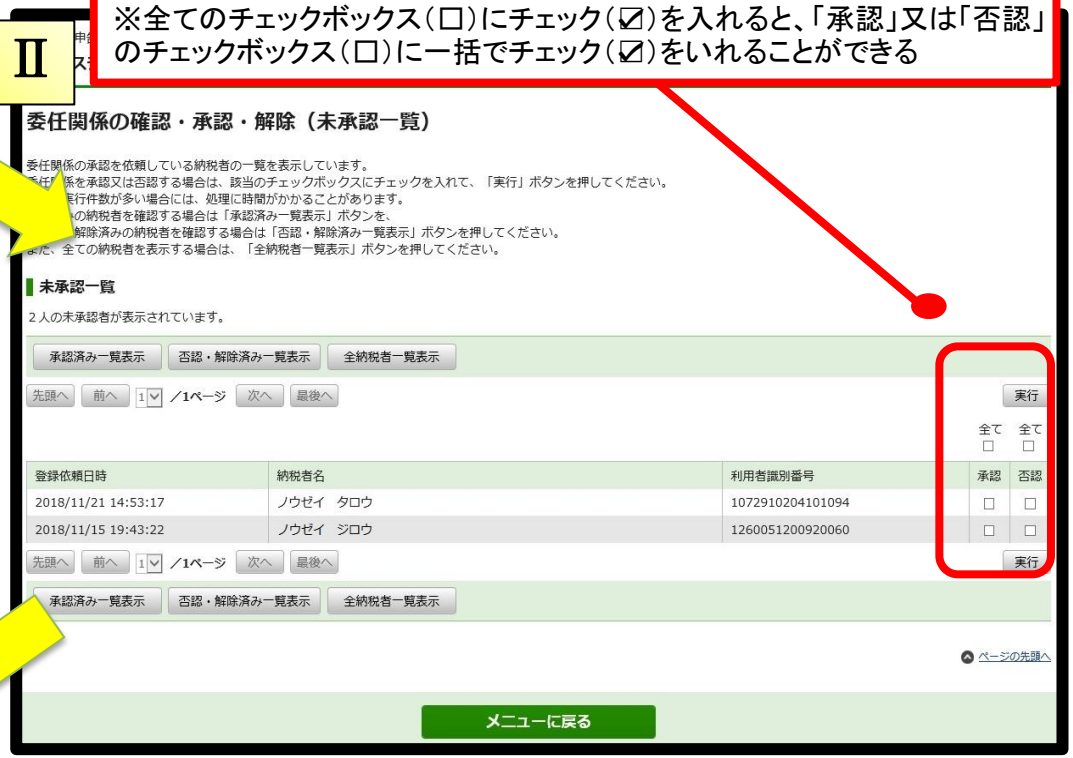

「委任関係の確認・承認・解除（未承認一覧）」が表示される

委任関係の承認を行う納税者に係る「承認」のチェックボックス（□）にチェック（☑）を入れた上、「実行」ボタンをクリック

※委任関係を承認しない場合には「否認」のチェックボックス（□）にチェック（☑）を入れた上、「実行」ボタンをクリックする

※全てのチェックボックス（□）にチェック（☑）を入れると、「承認」又は「否認」のチェックボックス（□）に一括でチェック（☑）をいれることができる

Ⅲ

「委任関係の更新確認」に実行結果が表示される

また、当該税理士が委任関係を承認した納税者のe-Taxのメッセージボックスに「委任関係の承認完了通知」が格納される

※「委任関係の承認完了通知」の閲覧には電子証明書が必要

■ 委任関係の 解除（税理士が行う作業） ■

Ⅰ

税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」右下枠内の「委任関係の確認・承認・解除」をクリックする

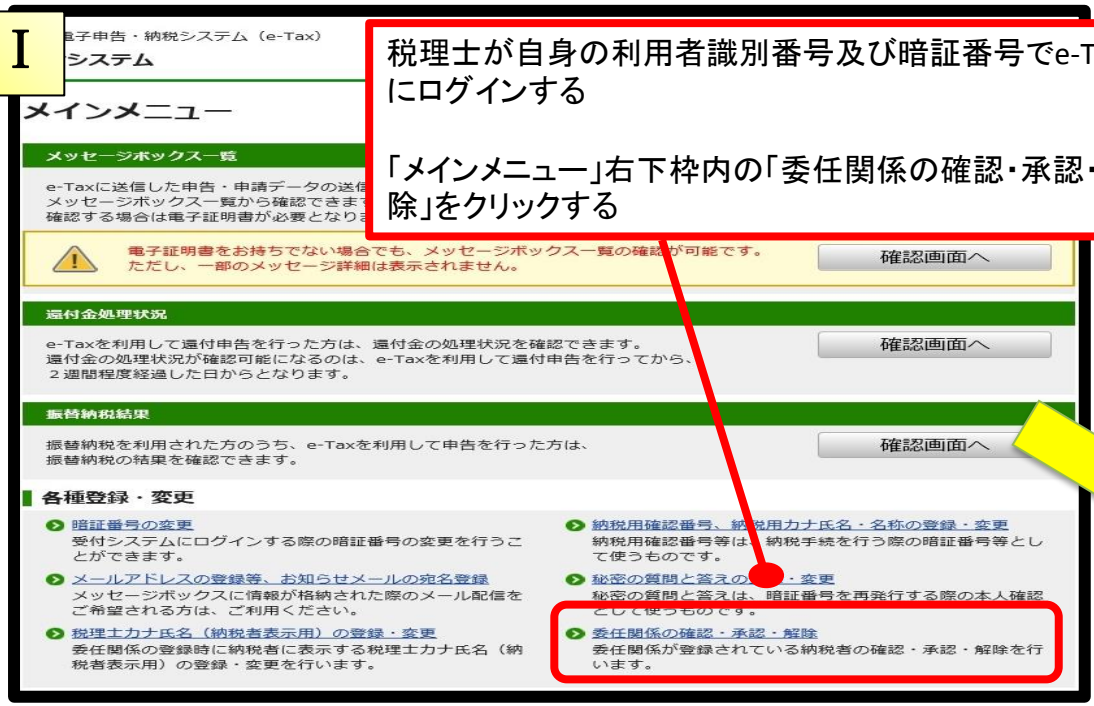

Ⅱ

「委任関係の確認・承認・解除（未承認一覧）」左中段の「承認済み一覧表示」ボタンをクリックする

Ⅲ

①「委任関係の確認・承認・解除（承認済み一覧）が表示され、画面の下段に委任会計を結んでいる納税者の一覧が表示される

②委任関係の解除に当たっては、該当のチェックボックス（□）にチェック（☑）を入れた上、「解除ボタン」をクリックする

■ 委任関係の 解除（税理士が行う作業） ■

Ⅳ

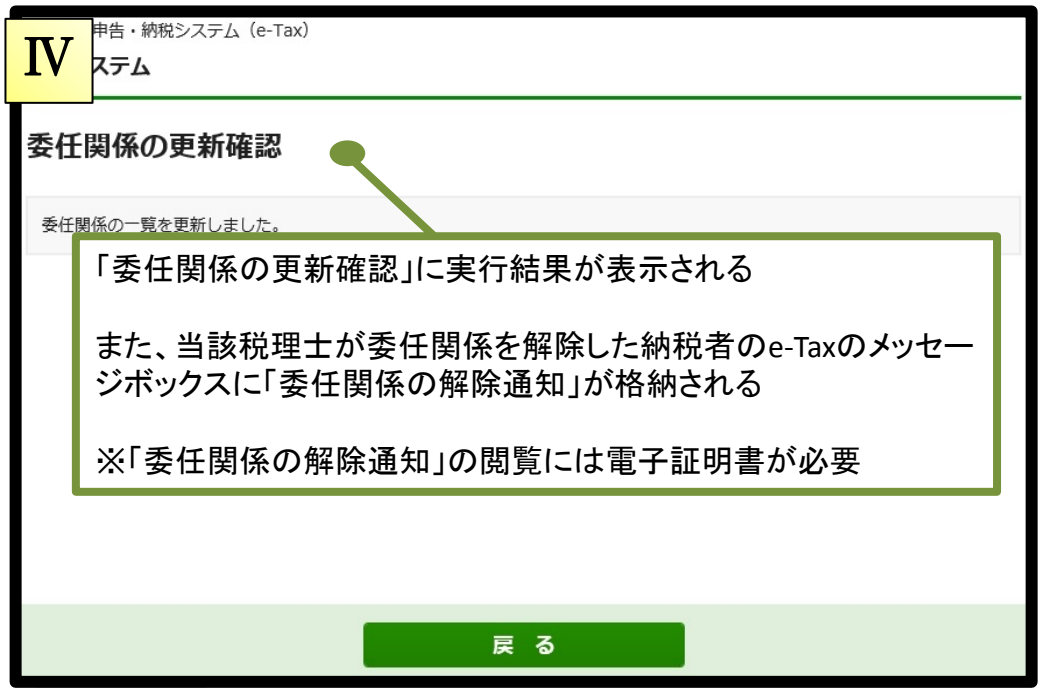

「委任関係の更新確認」に実行結果が表示される

また、当該税理士が委任関係を解除した納税者のe-Taxのメッセージボックスに「委任関係の解除通知」が格納される

※「委任関係の解除通知」の閲覧には電子証明書が必要

参考2

①上記Ⅱの「否認・解除済み一覧表示」ボタンをクリックすると「委任関係の確認・承認・解除（否認・解除済み一覧）」が表示され、画面の下段に登録を否認・解除した納税者の一覧が表示される

②一覧から削除する場合は、該当のチェックボックス（□）にチェック（☑）を入れた上、「削除」ボタンをクリックする

参考1

上記Ⅱの「全納税者一覧表示」ボタンをクリックすると、「委任関係の確認・承認・解除（全納税者一覧）」が表示され、画面の下段に未承認、承認済み、否認・解除済みの全ての納税者の一覧が表示される

■ 委任関係の 解除（納税者が行う作業） ■

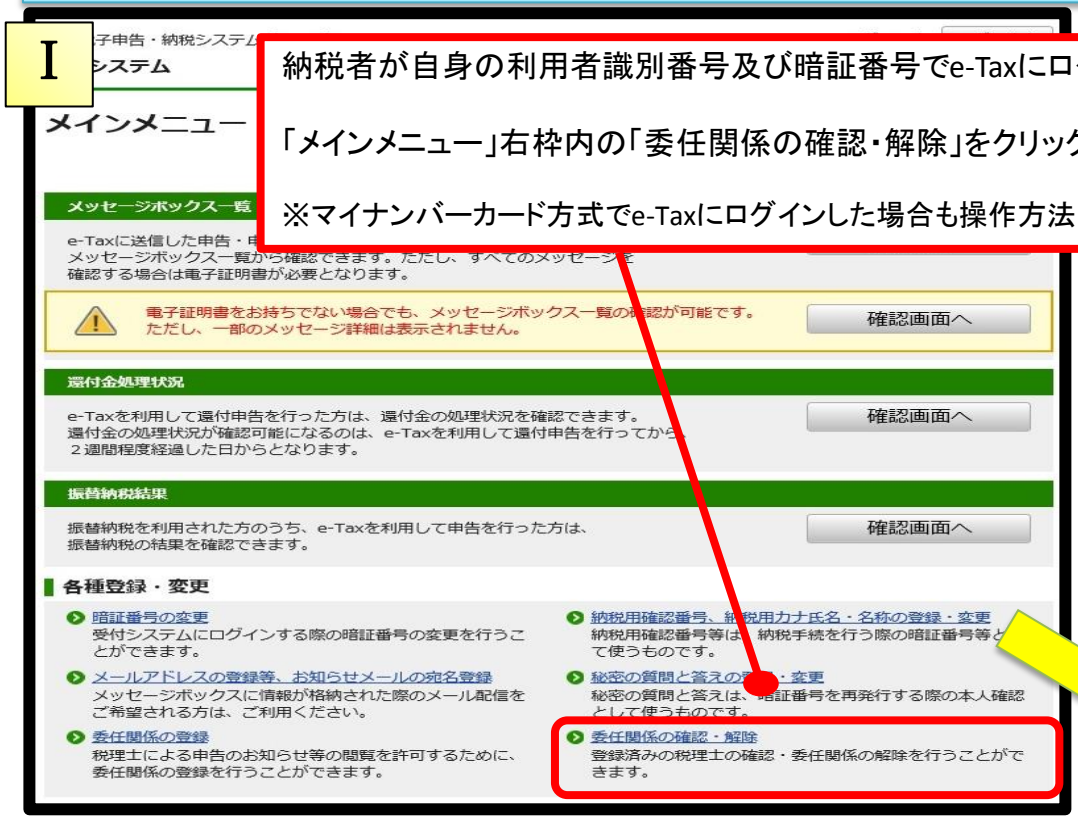

納税者が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」右枠内の「委任関係の確認・解除」をクリックする

※マイナンバーカード方式でe-Taxにログインした場合も操作方法は同様

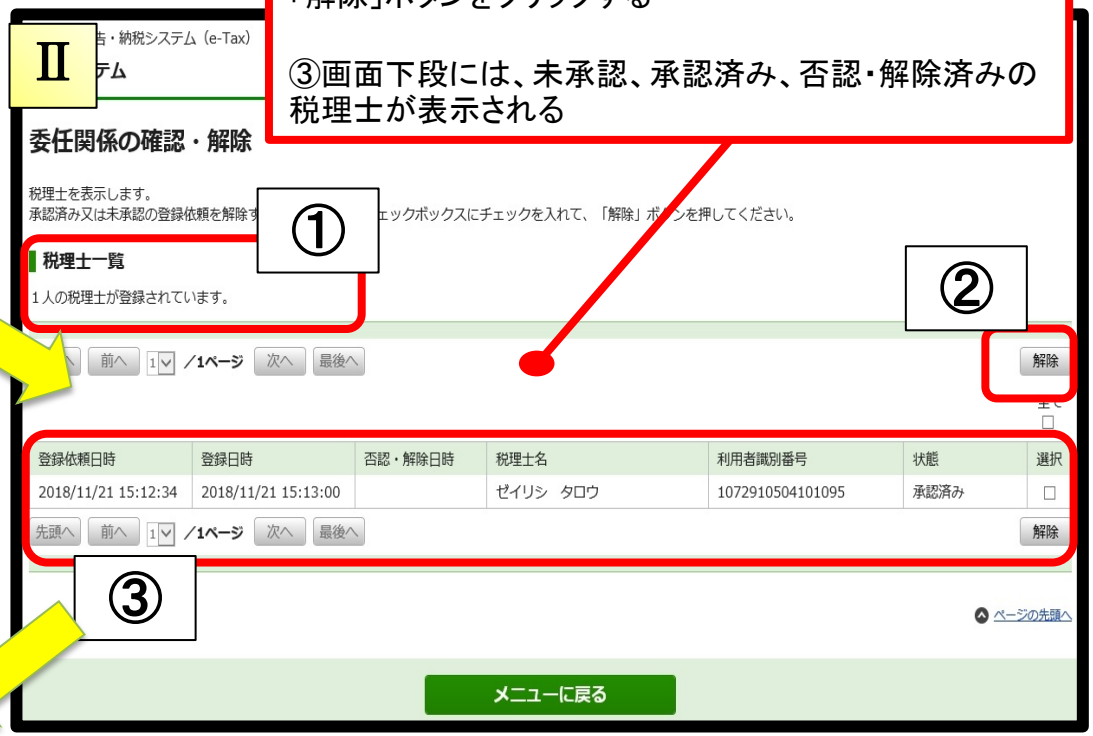

①「委任関係の確認・解除」が表示され、画面の上段に委任関係のある税理士の人数が表示される

②委任関係の解除に当たっては委任関係を解除する税理士のチェックボックス（□）にチェック（☑）を入れた上、「解除」ボタンをクリックする

③画面下段には、未承認、承認済み、否認・解除済みの税理士が表示される

「委任関係の更新確認」に実行結果が表示される

また、当該納税者が委任関係を解除した税理士のe-Taxのメッセージボックスに「委任関係の解除通知」が格納される

※「委任関係の解除通知」の閲覧には、電子証明書が必要

■ 税理士のメッセージボックスでの「申告のお知らせ」の確認 ■

Ⅰ

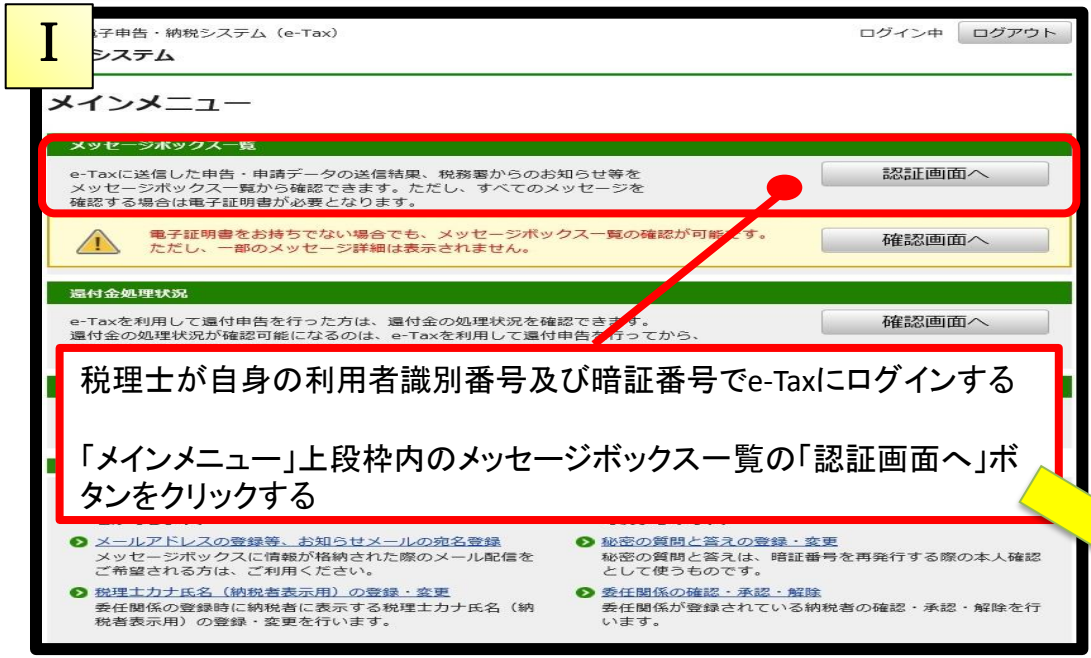

税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」上段枠内のメッセージボックス一覧の「認証画面へ」ボタンをクリックする

「マイナンバーカード以外の電子証明書をご利用になる場合はこちら」ボタンをクリックする

※以下、日税連が発行している税理士用電子証明書を使用した場合の手順となる

Ⅱ

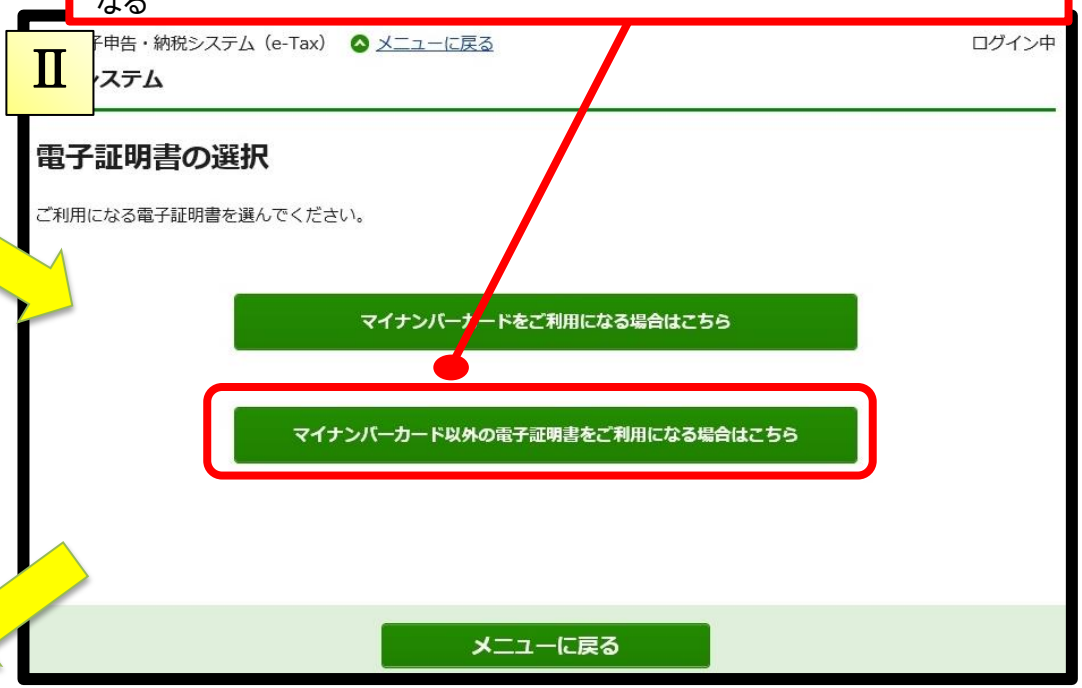

Ⅲ

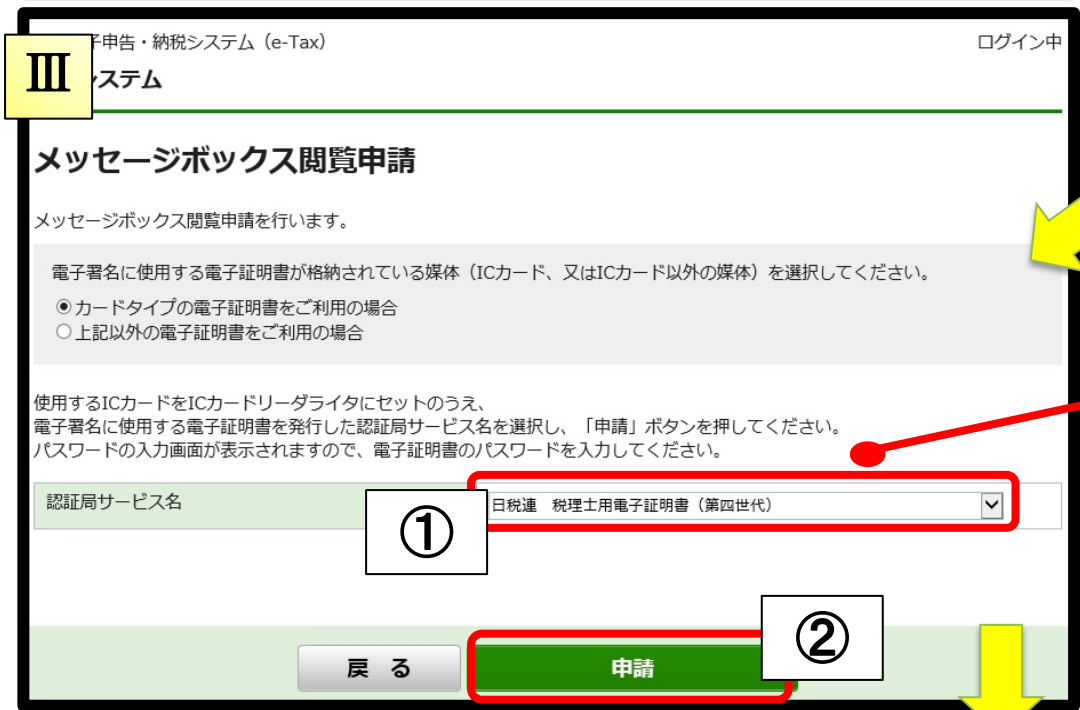

①認証局サービス名において、「日税連 税理士用電子証明書（第四世代）」を選択する

②「日税連 税理士用電子証明書（第四世代）」が選択されていることを確認し、「申請」ボタンをクリックする

■ 税理士のメッセージボックスでの「申告のお知らせ」の確認 ■

V

「メッセージボックス一覧」が表示される

毎月1月に納税者のe-Taxのメッセージボックスに「申告のお知らせ」を格納する際、委任関係の登録が完了していれば委任関係が登録された税理士のe-Taxのメッセージボックスにも「申告のお知らせ」が転送される

委任関係がある納税者の予定納税等を確認したい場合は、当該メッセージボックスをクリックする

※納税者のe-Taxのメッセージボックスに「申告のお知らせ」が格納された後でも、委任関係の登録を行なえば、委任関係を登録した年において納税者のe-Taxのメッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」が転送される。

VI

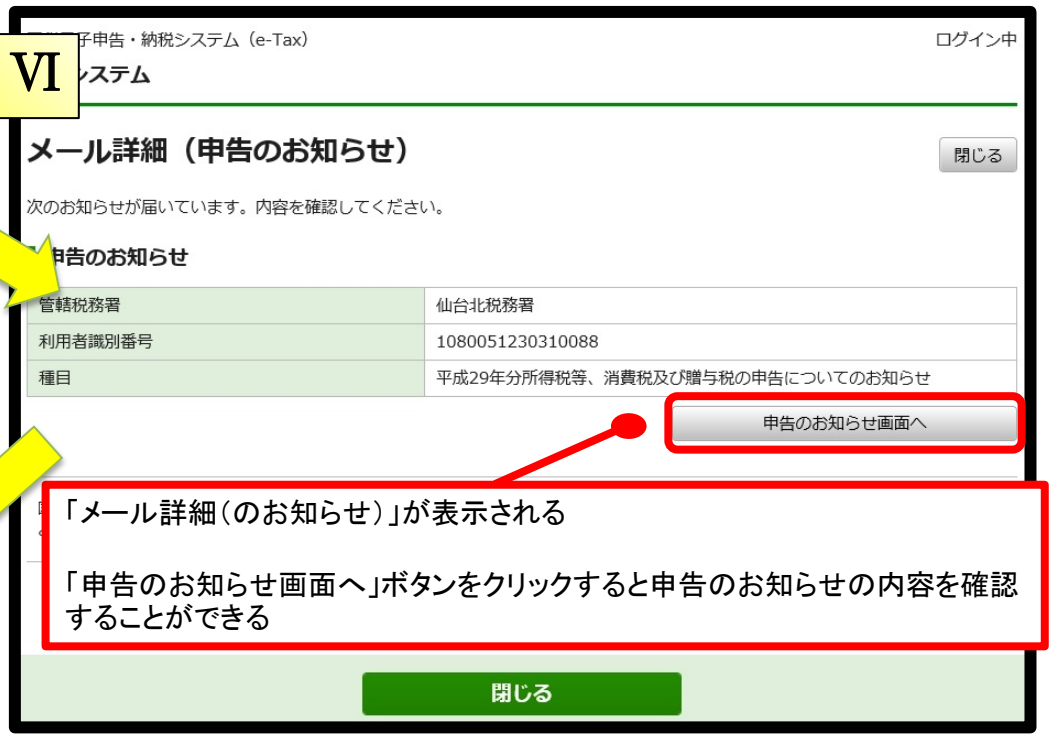

「メール詳細（のお知らせ）」が表示される

「申告のお知らせ画面へ」ボタンをクリックすると申告のお知らせの内容を確認することができる

参考

メッセージボックスの閲覧申請を行った後、上記Ⅳの「メニューに戻る」ボタンをクリックすると、上記Ⅰとは異なるメインメニューが表示される

※ログアウト等を行った後、再度税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインした場合、「メインメニュー」は上記Ⅰの画面となる

3.メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点（2／4）

課題点②ダイレクト納付に関する案内の確認ができない

◆これまで◆

申告等データまたは納付情報データの送信後、メッセージボックスに格納される受信通知からダイレクト納付に関する情報を確認する。

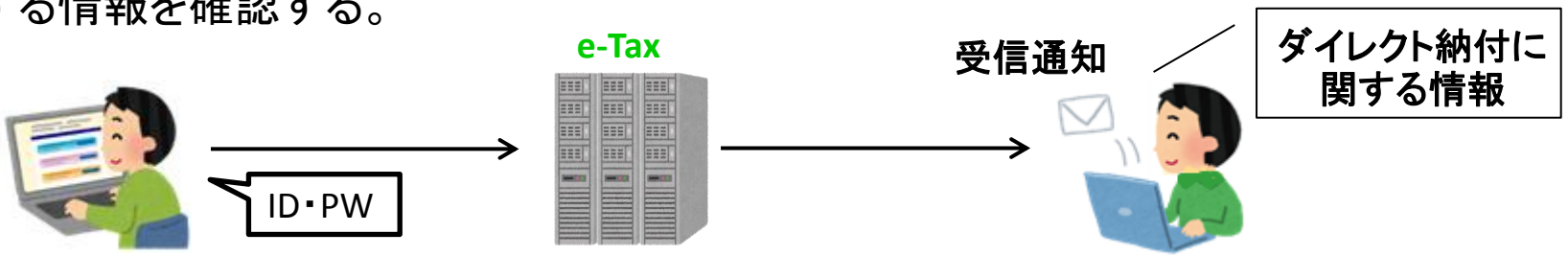

◆平成31年1月以降◆

平成31年1月以降メッセージボックスの閲覧には電子証明書が必要となるため、電子証明書を取得していない納税者は、ダイレクト納付に関する情報が確認できない。

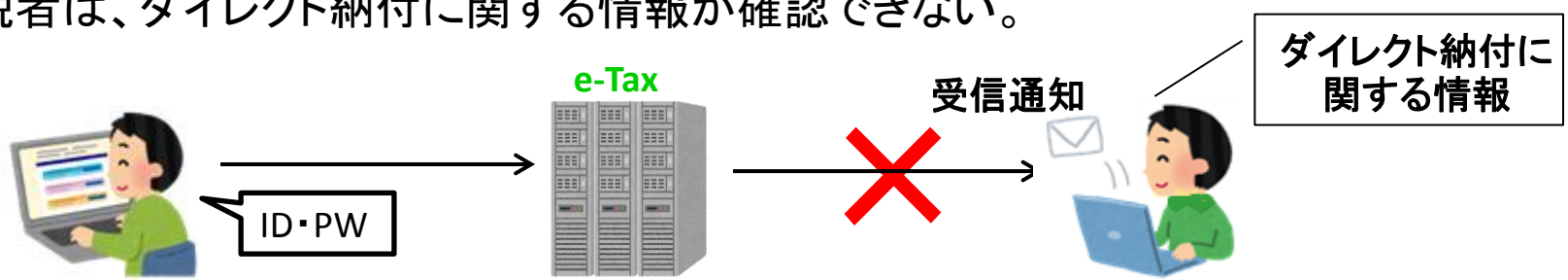

ダイレクト納付普及の妨げに繋がる

ダイレクト納付を即時通知に格納する方法

即時通知（申告等データの送信からの一連の流れで納付する方法）

申告等データを送信した即時通知の画面に、受信通知画面へのリンクを設け、受信通知を参照可能とする。

納付情報登録依頼から確認する方法

納付情報登録依頼（メッセージボックスから納付する方法）

メッセージボックスに受信通知とは別に納付区分番号通知（手続名は「納付情報登録依頼」）を自動で格納する。納付区分番号通知のメッセージの確認は電子証明書による認証が不要となる。

課題点②ダイレクト納付に関する案内の確認ができない

➢ID・PASSで申告等データを送信した納税者も「納付情報登録依頼」等の方法によりダイレクト納付に関する案内の閲覧が可能となる。

3.メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点（３／４）

課題点③事務所内の運用の見直しが必要となる可能性がある

現状
メッセージボックスの閲覧はID・PWで可能

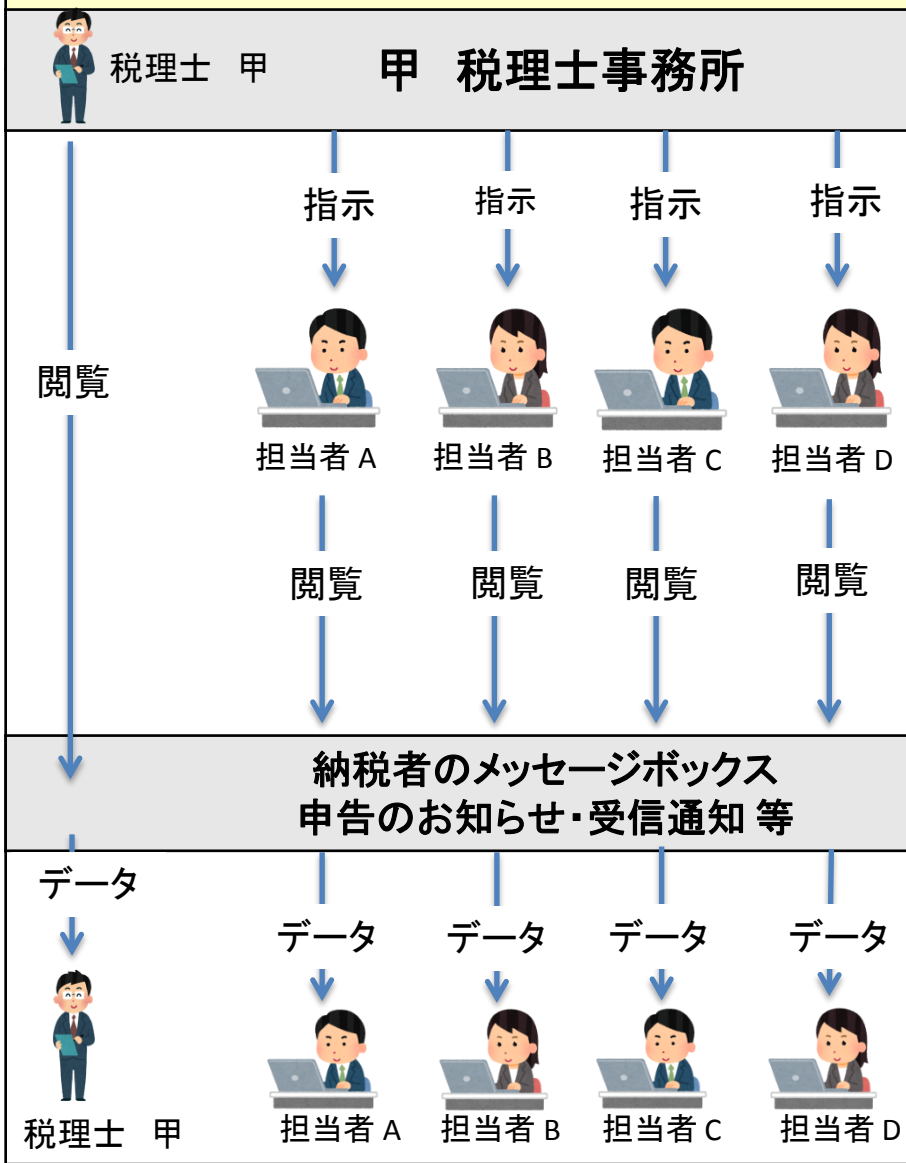

平成31年1月以降(予定)
メッセージボックスの閲覧に電子証明書が必要

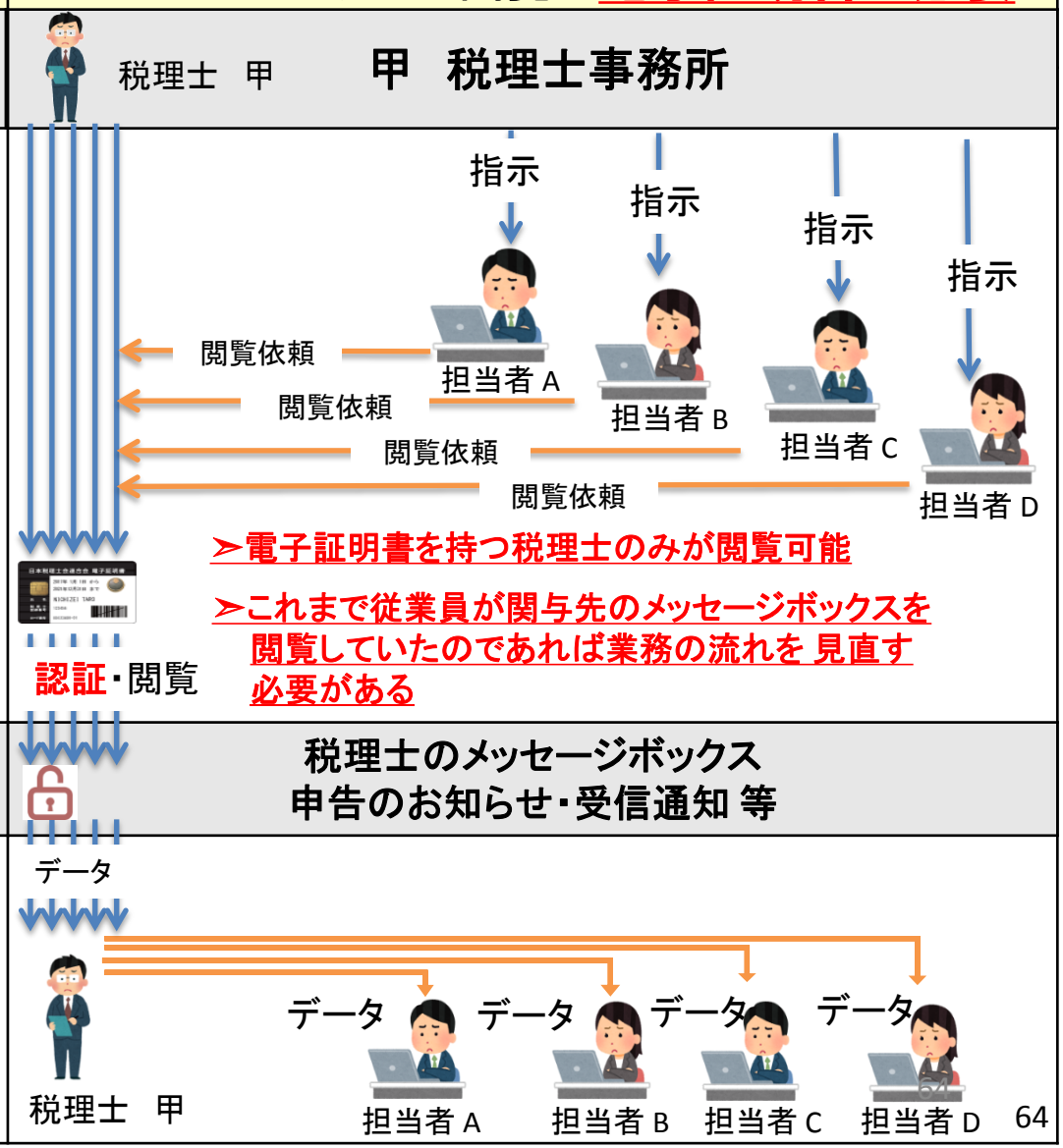

3.メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点（４／４）

課題点④IDとPWで電子申告を行った納税者はメッセージボックスの閲覧ができない

◆平成31年1月以降◆

IDとPWで電子申告を行っても、電子証明書とICカードリーダライタを取得していない納税者については、メッセージボックスを閲覧することができず、「申告のお知らせ」等の情報を確認することができない。

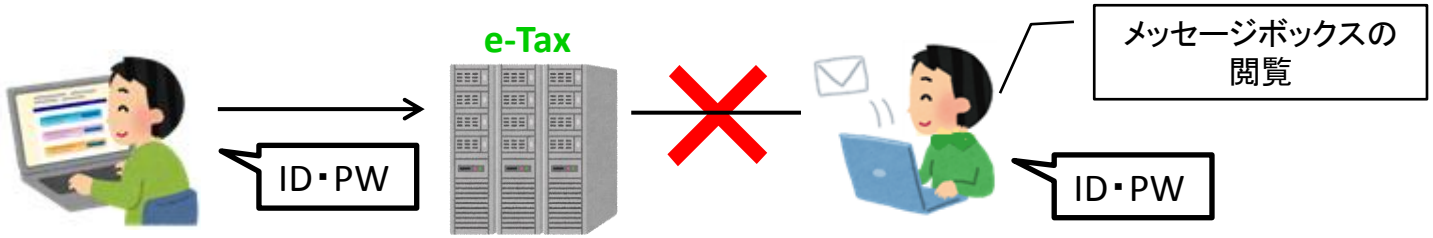

<u>引き続き、国税庁に対して、電子証明書を取得していない納税者の利便性の向上を要望する必要がある。</u>

平成30年度電子申告に関する要望事項(e-Tax)（抜粋）

（e-Taxの利便性向上策関係）

2．メッセージボックスの閲覧に電子証明書の認証が必要となることについて、納税者利便に配慮してすすめること。

平成31年1月からID・パスワードによるe-Tax利用の簡便化が行われることに伴って、メッセージボックス内の個人情報に係る部分の閲覧には電子証明書が必要となる。

これに関し、ID・パスワードで申告した納税者はメッセージボックス内に格納される「申告のお知らせ」など申告に必要な情報を閲覧できないことから、平成31年1月実施に向けて解決する必要がある。

マイナポータルと税理士業務の関わり

66

目次

1.マイナポータルの主な機能と税務情報

2.マイナポータルでの代理人設定とその課題

3.代理人設定の課題を解決するための電子委任状の活用

1.マイナポータルの主な機能と税務情報

主な機能			税務情報	代理操作
①	あなたの情報	行政機関が保有している自分の特定個人情報を確認できる	国民健康保険や国民年金の支払額、年金の受給状況等 ※ 現在未対応	○
②	やりとり履歴	行政機関同士が自分の情報をやりとりした履歴を確認できる	—	○
③	お知らせ	行政機関等からのお知らせを確認できる	—	○
④	もっとつながる	外部サイトを登録することが出来る。登録すると、マイナポータルから外部サイトへのシームレスなログインや外部サイトからの通知をマイナポータルの「お知らせ」で確認できるようになる	e-Taxとの連携 ※ メッセージボックスと「お知らせ」機能の連携は現在未対応	×
⑤	民間送達サービスとの連携	「もっとつながる」機能で登録した外部サイト(行政機関や民間企業等)からの通知をマイナポータルの「お知らせ」で確認できる	保険会社等からの控除証明書等 ※現在未対応	×
⑥	代理人	代理人を登録できる	登録された代理人は本人に代わり①～③の機能を利用できる	―

1.マイナポータルの主な機能と税務情報【イメージ図】

※ 現在未対応

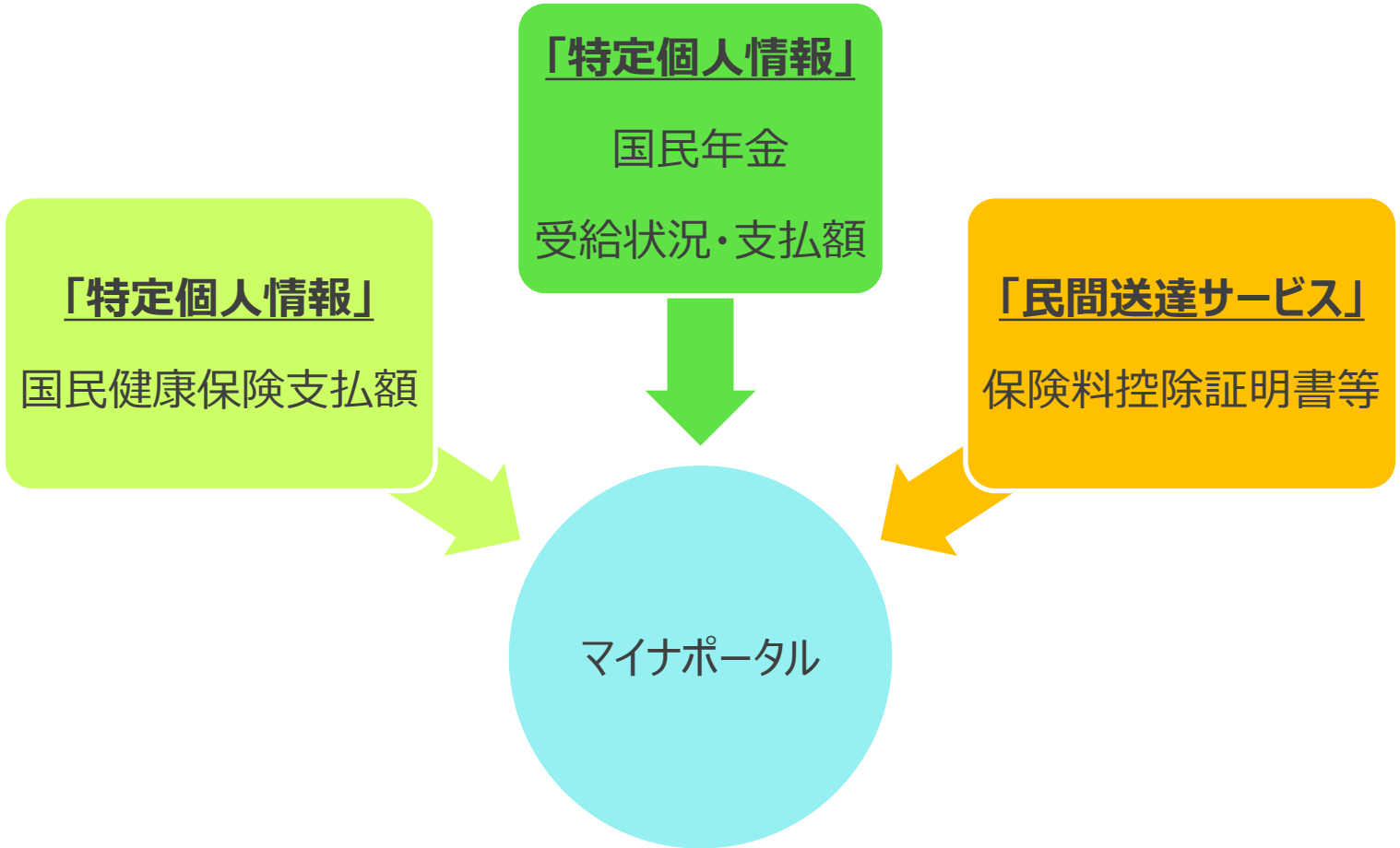

第16回 税制調査会(平成29年11月20日)において、将来的な課題として、**「マイナポータル等で確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し、活用する仕組みの整備」**が挙げられる

➡ **税理士も代理人機能を利用し、納税者のマイナポータルから申告に必要な情報を取得する必要が出てくるのではないか**

2.マイナポータルでの代理人設定とその課題（1/2）

1. **納税者と税理士が、相対で**1台のPC・R/W、各々のマイナンバーカードを準備する
2. 納税者が、マイナンバーカードでマイナポータルにログイン
3. 「代理人登録」を選択
4. 代理人となる税理士のマイナンバーカードを登録
5. 代理人名・代理権限の有効期間を入力(最大2年間)
6. **代理を依頼する機能を①「あなたの情報」②「やりとり履歴」③「お知らせ」から選択**
7. **さらに、「あなたの情報」で閲覧を許可する特定個人情報を「一括で全て委任」か「個別に選択し委任」のどちらかから選択する**

課 題

① 納税者と税理士が相対で操作しなければならない

② 80項目以上ある特定個人情報の中から、税務に必要な情報のみを選択する必要がある

③ 「お知らせ」の閲覧を代理する場合でも、民間送達サービスを利用した情報は取得することができない(民間保険会社等からの控除証明書等は取得できない)

2.マイナポータルでの代理人設定とその課題（1/2）【イメージ図】

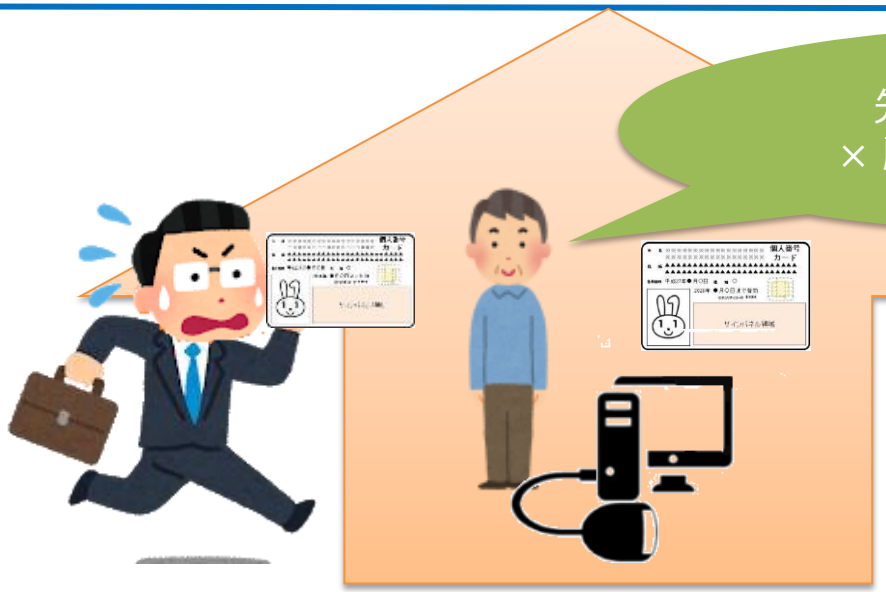

先生、お待ちしています
× 顧客数＆2年ごとに更新

遠隔地の顧客との代理人設定が困難

80項目以上ある特定個人情報から税務に必要な情報のみ選択しなければ・・・

税務申告に不要な情報まで閲覧してしまうおそれ

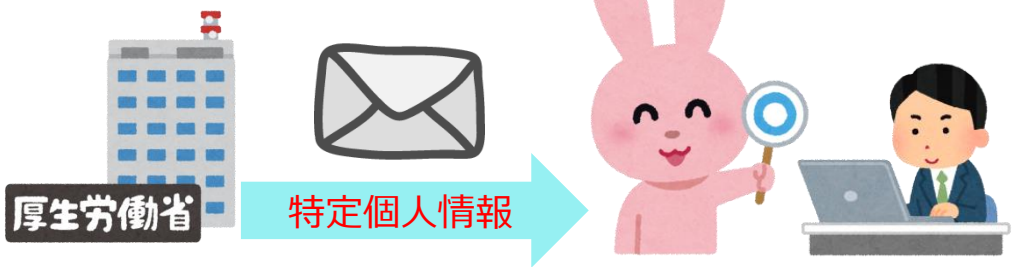

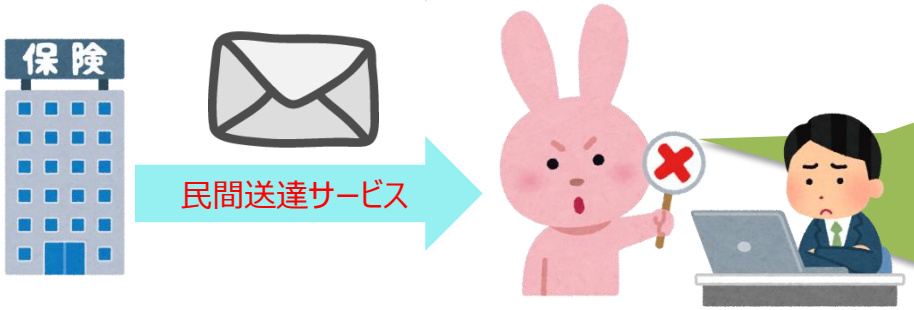

税務申告に必要な情報が閲覧できないおそれ

民間送達サービスを利用したお知らせは代理人には見せられません！

2.マイナポータルでの代理人設定とその課題 (2/2)

関係各省庁へ要望

① 相対操作に依らない代理人設定機能

② 税務に必要な特定個人情報のみを自動で選択できる簡便化策

③ 民間送達サービスを利用した情報の代理人による閲覧・取得

- 現在、税理士会の要望を受け、税理士と顧客が遠隔地にいても代理人設定が可能となるよう技術的に検討中
- さらに、税理士会にAPIを開放することにより、税理士が代理でアクセスできる顧客の情報を、税理士会において税務上必要な情報に限定できる、というシステムを構築できるようにすること等も検討中

「マイナポータル説明資料」内閣官房番号制度推進室(平成28年7月27日)より引用

3.代理人設定の課題を解決するための電子委任状の活用

「電子委任状の普及の促進に関する法律」の施行(平成30年1月1日)

(背景・目的)
　行政手続の電子化が進められる中で、法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録である「電子委任状」の普及を促進することは政府が掲げる「デジタルファースト」の実現に資するものであるとし、基本的な指針を定めるとともに、電子委任状を登録・保管する電子委任状取扱業務の認定制度が設けられた

定義	法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録
主な記載事項	① 委任者に係る事項 ② 受任者に係る事項 ③ 代理権、代理権の制限、委任期間その他の委任内容に係る事項 ④ その他委任者又は電子委任状取扱事業者が必要と認める事項

- 電子委任状は電磁的記録であるため、遠隔での代理権の授受ができる
- 委任内容を柔軟に設定できることから、マイナポータルで必要な情報をあらかじめテンプレート化することで閲覧できる特定個人情報を自動的に制限できる
- **電子委任状の仕組みをマイナポータルと連携させることによって、日税連が想定するマイナポータルの代理権設定ができるため、関係省庁と調整を進めている**

3.代理人設定の課題を解決するための電子委任状の活用【イメージ図】

A 納税者

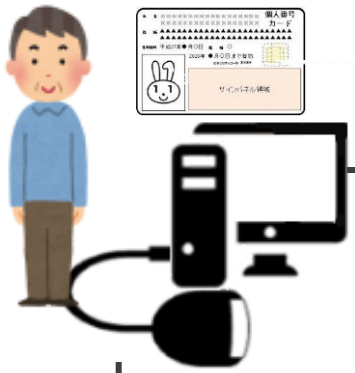

③ 電子委任状の登録・保管
(税理士資格を付与)

電子委任状
取扱事業者

② 電子委任状の登録申請
(委任の事実を通知)

電子委任状
データ

① 代理権の授与
(税理士への包括的委任)

⑥ 電子委任状の取得
AからBに対する代理権授与と
Bの税理士資格を確認

⑤ 電子委任状の閲覧

B 税理士

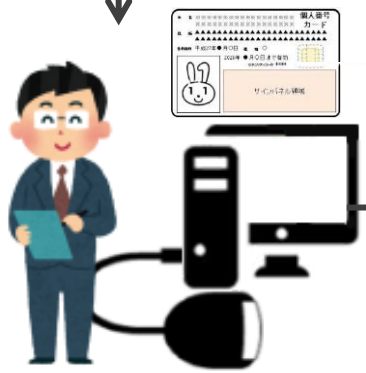

④ マイナポータルにログイン
(マイナンバーカードを使用)

⑦ 納税者の情報を閲覧

マイナポータル

代理する納税者の
特定個人情報